

# 第 3 部

## 資料編



---

第1部 資料編 .....	1
第1編 資料編 .....	1
第1章 防災関連条例等 .....	1
【資料 3-1-1-01 諸塚村防災会議条例】 .....	1
【資料 3-1-1-03 諸塚村災害対策本部条例】 .....	3
【資料 1-4-4-01 災害弔慰金の支給等に関する条例】 .....	4
【資料 3-1-1-04 災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則】 .....	8
【資料 3-1-1-05 諸塚村火入れに関する条例】 .....	12
第2章 応援協定等 .....	17
【資料 1-2-2-06 宮崎県市町村防災相互応援協定】 .....	17
【資料 1-2-2-07 宮崎県消防相互応援協定】 .....	19
【資料 1-2-1-05 宮崎県水道事業者災害時相互応援に関する覚書】 .....	21
【資料 3-1-2-01 道路情報提供サービスに関する覚書及び実施要領】 .....	24
【資料 3-1-2-02 災害時における諸塚村内郵便局、諸塚村間の相互協力に関する覚書】 .....	29
【資料 3-1-2-03 災害緊急対策に必要な用水の確保に関する協定】 .....	31
【資料 3-1-2-04 災害緊急対策に必要な用水の確保に関する協定】 .....	33
【資料 3-1-2-05 災害時における応急活動及び機材使用の協力に関する協定書】 .....	35
【資料 3-1-2-06 災害時における応急活動及び機材使用の協力に関する協定書】 .....	37
第3章 諸塚村内組織・団体状況等 .....	39
【資料 3-1-3-01 関係機関連絡先一覧】 .....	39
【資料 3-1-3-03 非常連絡網（休日・夜間）】 .....	40
【資料 2-3-1-04 村内危険物貯蔵施設等一覧表】 .....	41
【資料 3-1-3-05 指定避難施設一覧表】 .....	42
【資料 3-1-3-11 緊急避難場所一覧】 .....	43
【資料 3-1-3-08 遺体安置所（予定）】 .....	44
第4章 消防 .....	45
【資料 1-2-2-08 消防団の組織及び消防力一覧表】 .....	45
【資料 3-1-4-01 村と消防団との申し合わせ事項】 .....	46
【資料 3-1-4-03 消防信号一覧表】 .....	49
【資料 1-3-4-01 大規模災害等における緊急の広域消防応援】 .....	50
第5章 緊急輸送等 .....	51
【資料 3-1-5-05 指定避難路一覧】 .....	52
【資料 2-2-1-01 宮崎県内の道路管理】 .....	55
第6章 各種災害危険箇所 .....	56

---

---

【資料 1-2-1-01 災害危険箇所総括表】 .....	56
【資料 1-2-1-10 河川】 .....	57
【資料 1-2-1-11 地すべり】 .....	58
【資料 1-2-1-12 急傾斜地崩壊危険箇所】（調査中箇所を含む） .....	59
【資料 1-2-1-13 土石流危険渓流】 .....	64
【資料 1-2-1-02 山腹崩壊危険地区一覧表】 .....	66
【資料 1-2-1-03 崩壊土砂流出危険地区一覧表】 .....	69
【資料 1-2-1-04 地すべり防止区域指定箇所一覧表】 .....	74
【資料 1-1-6-06 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所一覧表】 .....	74
第7章 防災行政無線、通信関連.....	75
【資料 1-2-2-13 防災行政無線（同報系・移動系）一覧表】 .....	75
【資料 1-2-2-14 防災行政無線通信広報文案】 .....	77
【資料 1-2-2-15 防災行政用無線局管理運用規則】 .....	78
【資料 1-2-2-17 防災行政用無線局（移動局）運用細則】 .....	92
【資料 1-3-3-04 通信設備が優先利（使）用できる機関名】 .....	95
第8章 医療救護.....	96
【資料 3-1-8-01 近隣の救急医療機関】 .....	96
【資料 3-1-8-02 基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院一覧】 .....	97
第9章 水防.....	99
【資料 3-1-9-01 水防倉庫既設箇所及び水防資材状況一覧表】 .....	99
【資料 3-1-9-02 重要水防区域及び河川の危険と予想される区域】 .....	100
【資料 3-1-9-03 主要交通途絶予想箇所】 .....	101
【資料 3-1-9-04 水防工法等資料】 .....	102
【資料 1-3-1-06 水防信号】 .....	108
【資料 1-3-1-07 河川における水位の種類（イメージ図等）】 .....	109
第10章 その他.....	110
【資料 1-3-2-01 各課・特命班の事務分掌】 .....	110
【資料 1-1-9-01 諸塚村近年の災害状況】 .....	114
【資料 1-1-6-01 月別気象災害発生件数（昭和20年～平成8年）】 .....	116
【資料 1-1-6-05（参考）竜巻の強さと基準（藤田スケール）】 .....	117
【資料 1-3-1-01 警報・注意報発表基準一覧表】 .....	118
【資料 1-3-1-02 特別警報の発表基準】 .....	119
【資料 1-3-1-04 雨に関する各市町村の50年に一度の値一覧】 .....	120
【資料 1-2-2-18 防災訓練の種別】 .....	121

【資料 1-3-23-01 遺体の捜索の方法】 .....	122
【資料 1-3-21-01 自衛隊による救援活動の内容】 .....	123
【資料 1-3-3-02 被害状況等の調査責任機関】 .....	124
【資料 1-3-3-03 広報活動実施系統図】 .....	125
【資料 1-3-9-02 緊急輸送道路ネットワーク計画図】 .....	126
【資料 3-1-10-02 村内の道路・河川（日向土木事務所管内図）】 .....	127
【資料 1-3-21-06 軽飛行機及びヘリコプター離着陸(発着)のための必要最小限の地積】	129
【資料 1-3-21-09 回転翼機離発着のための最小限所要地積】 .....	130
【資料 1-3-21-10 旗による信号】 .....	130
【資料 1-3-21-11 身振り信号】 .....	131
【資料 1-3-21-12 生存者対空信号】 .....	131
【資料 1-3-21-13 地上からの信号に対する航空機の回答要請】 .....	131
【資料 1-3-21-14 航空機から地上に対する信号要領】 .....	132
【資料 1-3-21-15 航空機の応答信号】 .....	132
【資料 1-3-21-08 離着陸場】 .....	133
【資料 1-3-21-07 ヘリポートの表示要領】 .....	133
【資料 1-3-21-08 諸塚村のヘリポート一覧】 .....	134
【資料 1-3-1-05 諸塚村の情報伝達系統】 .....	135
【資料 1-2-2-02 宮崎県防災情報システム】 .....	136
【資料 1-2-2-01 新総合情報ネットワーク】 .....	137
【資料 1-2-2-03 震度情報ネットワークシステム概念図】 .....	138
【資料 1-2-2-04 災害対策支援情報システム】 .....	139
【資料 1-2-2-05 主な非常通信ルート】 .....	140
【資料 1-4-4-02 災害弔慰金等一覧】 .....	141
【資料 1-4-4-03 災害援護資金の貸付】 .....	142
【資料 1-4-4-04 生活福祉資金の災害援護資金の貸付】 .....	143
【資料 1-4-4-05 生活福祉資金（福祉資金・福祉費）】 .....	143
【資料 1-4-4-06 母子寡婦福祉資金の貸付】 .....	144
【資料 1-4-5-01 農林漁業関係融資の種類】 .....	144
【資料 3-1-10-03 諸塚村災害見舞金等支給規則】 .....	145
【資料 1-3-26-01 災害救助法による救助の程度・方法及び期間】 .....	147
【資料 2-4-2-03 メッシュコードの読み方】 .....	150
【資料 2-4-2-01 林野火災マップメッシュコード】 .....	151
第11章 様式編.....	152
【様式 3-1-11-01 諸塚村災害死亡見舞金支給申請書】 .....	152
【様式 3-1-11-02 諸塚村災害負傷見舞金支給申請書】 .....	153

---

【様式 3-1-11-03 諸塚村災害（住宅）見舞金支給申請書】 .....	154
【様式 3-1-11-04 諸塚村災害見舞金等支給決定通知書】 .....	155
【様式 3-1-11-05 防災点検報告書】 .....	156
【資料 1-3-9-01 （様式3 緊急通行車両確認証明書）】 .....	157
【様式 3-1-11-06 緊急通行車輛等事前届出書及び確認申請書】 .....	158
【様式 3-1-11-07 緊急通行車輛確認申請書】 .....	159
【様式 3-1-11-08 村内の公共的団体等への協力依頼文書】 .....	160
【様式 3-1-11-09 他市町村、県等への応援要請文書】 .....	161
【様式 1-3-21-04 自衛隊への災害派遣要請関係文書（県知事あて）】 .....	165
【様式 1-3-21-05 災害派遣部隊の撤収依頼文書】 .....	166
【様式 3-1-11-10 災害派遣確認表（救急活動）】 .....	167
【様式 3-1-11-11 災害派遣確認表（林野火災）】 .....	168
【様式 3-1-11-12 災害派遣確認表（捜索救助）】 .....	169
【様式 3-1-11-13 災害派遣確認表（その他）】 .....	170
【様式 3-1-11-14 災害派遣状況報告書】 .....	171
【様式 3-1-11-15 災害派遣ファックス送信表（かがみ）】 .....	172
【様式 3-1-11-16 自衛隊派遣要請の手続き（解説）】 .....	173
【様式 3-1-11-17 ボランティア受付名簿】 .....	174
【様式 3-1-11-18 り災者台帳】 .....	175
【様式 3-1-11-19 避難者名簿】 .....	176
【様式 3-1-11-20 避難者受付カード】 .....	177
【様式 3-1-11-21 避難所日誌】 .....	178
【資料 1-3-3-01 県への報告文書】 .....	179
【様式 3-1-11-22 通報処理簿】 .....	186
【資料 2-4-2-02 火災等即報 第1号様式（火災）】 .....	187
【資料 2-3-2-01 危険物等災害即報 第2号様式】 .....	188
【様式 3-1-11-23 り災証明申請書】 .....	189
【様式 3-1-11-24 り災証明書】 .....	190
【様式 3-1-11-25 煙火打ち上げ（仕掛け）届出書】 .....	191
【様式 3-1-11-26 少量危険物・指定可燃物貯蔵（取扱）届出書】 .....	192
【様式 3-1-11-27 火入許可申請書】 .....	193
【様式 3-1-11-28 火床検査査察表（村独自）】 .....	194
【様式 3-1-11-29 「緊急のときは」啓発チラシ】 .....	195
【様式 3-1-11-30 119番受信表】 .....	196

## 第1編 資料編

### 第1章 防災関連条例等

#### 【資料 3-1-1-01 諸塚村防災会議条例】

諸塚村防災会議条例 (昭和38年7月2日条例第8号)

改正 昭和50年3月13日条例第2号

平成12年3月14日条例第1号

平成25年3月13日条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、諸塚村防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務および組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 村内の防災計画を作成し、およびその実施を推進すること。
- (2) 村長の諮問に応じて村の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、村長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務を執行すること。

(会長および委員)

第3条 防災会議は、会長および委員をもって組織する。

- 2 会長は村長をもって充てる。
- 3 会長は会務を総括する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから村長が任命する者
  - (2) 宮崎県の知事の部内の職員のうちから村長が任命する者
  - (3) 宮崎県警察の警察官のうちから村長が任命する者
  - (4) 村長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (5) 諸塚村教育長
  - (6) 諸塚村消防団長
  - (7) 指定公共機関の職員のうちから村長が任命する者
  - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから村長が任命する者
  - (9) その他村長が必要と認め任命した者
- 6 前項各号の委員の定数は、1人、4人以内、1人、8人以内、1人、1人、1人、1人、1人とする。
- 7 第5項第8号及び第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、

### 3 〈資料編〉

#### 第1章 防災関連条例等

##### 【資料 3-1-1-01 諸塚村防災会議条例】

---

前任者の残任期間とするも再任を妨げない。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員をおくことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、宮崎県の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員および学識経験のある者のうちから村長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項を終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他、防災会議の運営に関して必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年3月13日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月14日条例第1号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月13日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

**【資料 3-1-1-03 諸塚村災害対策本部条例】**

諸塚村災害対策本部条例 (昭和38年7月2日条例第9号)

改正 昭和50年3月13日条例第3号

平成25年3月13日条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、諸塚村災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し所属職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命をうけ、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部の事務を分掌させるため必要な部をおくことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長をおき、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

4 部長は部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年3月13日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月13日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

3 〈資料編〉

第1章 防災関連条例等

【資料 1-4-4-01 災害弔慰金の支給等に関する条例】

---

**【資料 1-4-4-01 災害弔慰金の支給等に関する条例】**

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年6月18日条例第18号）

改正 昭和50年3月13日条例第13号 昭和53年6月26日条例第15号  
昭和56年6月25日条例第14号 昭和57年12月23日条例第22号  
昭和62年3月13日条例第3号 平成5年9月24日条例第22号  
平成14年9月12日条例第30号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び同法施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した村民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた村民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付を行い、もって村民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 「災害」とは、暴風・豪雨・豪雪・洪水・高潮・地震・津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 村民とは、災害により被害を受けた当該諸塚村の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金

(災害弔慰金の支給)

第3条 村民が令第1条に規定する災害及びそれ以外の災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
  - ア 配偶者
  - イ 子
  - ウ 父母
  - エ 孫
  - オ 祖父母

- 2 前項の場合において、同順位の父母については養父母を先にし実父母を後にし、同順位の祖父母については養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち村長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対してなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当りの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し村長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、村長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 村長は災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 村長は災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 村は村民が災害により負傷し、又は疾病にかかり治ったとき(その症状が固定したときを含む。))に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民(以下「障害者」という。))に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当りの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾

### 3 〈資料編〉

#### 第1章 防災関連条例等

##### 【資料 1-4-4-01 災害弔慰金の支給等に関する条例】

---

病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては、250万円とし、その他の場合にあつては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

[第7条] [第8条]

#### 第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 村長は令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の村民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の一災害における一世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間が、おおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価格のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250万円

エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350万円

(3) 第1号の8又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は10年とし、据置期間はそのうち3年とする。

(利率)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還することができる。

3 償還免除・保証人・一時償還・違約金及び償還金の支払猶予については法第13条第1項・令第8条から第12条までの規定によるものとする。

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年3月13日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年6月26日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、昭和53年1月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和56年6月25日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和57年12月23日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則(昭和62年3月13日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年9月24日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年9月12日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

3 〈資料編〉

第1章 防災関連条例等

【資料 3-1-1-04 災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則】

---

**【資料 3-1-1-04 災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則】**

災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

(昭和49年6月26日規則第4号)

改正 昭和57年12月23日 規則第6号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年条例第18号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

[災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年条例第18号。以下「条例」という。)]

第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手續)

第2条 村長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名・性別・生年月日
- (2) 死亡(行方不明を含む。)の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか村長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 村長は、諸塚村の区域外で死亡した村民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書提出させるものとする。

2 村長は、村民でない遺族に対しては遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

(支給の手續)

第4条 村長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

[条例第9条]

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 村長は、この村の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった村民に

対し、負傷し又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

- 2 村は、障害者に対し、法別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書(別紙様式第1号)を提出させるものとする。

#### 第4章 災害援護資金の貸付け

##### (借入れの申込)

第6条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は次に掲げる事項を記載した借入申込書(別紙様式第2号)を村長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか村長が必要と認める事項

- 2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他村長が必要と認めた書類

- 3 借入申込者は、借入申込書をその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

##### (調査)

第7条 村長は、借入申込書の提出を受けたときは、すみやかにその内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

##### (貸付け決定)

第8条 村長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付け金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付け決定通知書(別紙様式第3号)を借入申込者に交付するものとする。

- 2 村長は、借入申込者に対して資金を貸し付けない旨を決定したときは貸付決定不承認通知書(別紙様式第4号)を借入申込者に通知するものとする。

##### (借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、すみやかに保証人の連署した借用書(別紙様式第5号)に資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)及び保証人の印鑑証明書を添えて村長に提出しなければならない。

### 3 〈資料編〉

#### 第1章 防災関連条例等

##### 【資料 3-1-1-04 災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則】

---

(貸付金の交付)

第10条 村長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 村長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(別紙様式第6号)を村長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他村長が必要と認める事項を記載した申請書(別紙様式第7号)を村長に提出しなければならない。

2 村長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他村長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認書(別紙様式第8号)を当該借受人に交付するものとする。

3 村長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(別紙様式第9号)を当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書(別紙様式第10号)を村長に提出しなければならない。

2 村長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書(別紙様式第11号)を当該借受人に交付するものとする。

3 村長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(別紙様式第12号)を当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請書」という。)は償還免除を受けようとする理由その他村長が必要と認める事項を記載した申請書(別紙様式第13号)を村長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて、貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 村長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書(別紙様式第14号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 村長は償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書(別紙様式第

15号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第16条 村長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第17条 借受人又は保証人について氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異同を生じたときは、借受人はすみやかにその旨を村長に氏名等変更届(別紙様式第16号)を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代ってその旨を届出るものとする。

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続きについて必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年12月23日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第4条及び第5条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

### 3 〈資料編〉

#### 第1章 防災関連条例等

##### 【資料 3-1-1-05 諸塚村火入れに関する条例】

---

##### **【資料 3-1-1-05 諸塚村火入れに関する条例】**

#### 諸塚村火入れに関する条例（昭和60年3月14日条例第1号）

##### （目的）

第1条 この条例は、諸塚村の森林又は森林の周囲1キロメートルの範囲内にある土地における火入れに関し、森林法(昭和26年法律第249号)第21条の許可の手續その他必要な事項を定めることを目的とする。

##### （許可の申請）

第2条 森林法第21条第1項の規定に基づき火入れの許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、火入れを行なおうとする期間(以下「火入予定期間」という。)の開始する日の10日前までに、別記様式第1号による申請書1通に、次の各号に掲げる書類を添え、村長に提出しなければならない。

- (1) 火入れを行おうとする土地(以下「火入地」という。)及びその周囲の現況並びに防火の設備の位置を示す見取図
  - (2) 火入地が、申請者以外の者が所有し又は管理する土地であるときは、その所有者又は管理者の承諾書
  - (3) 申請者が、請負(委託)契約に基づき火入れを行おうとする者である場合には、請負(委託)契約書の写し
- 2 申請者は、火入地において火入れの実施を指揮監督する者(以下「火入責任者」という。)を定め、申請書に明示しなければならない。

##### （許可の要件）

第3条 村長は、当該申請に係る火入れが次の各号のすべてに該当する場合でなければ許可をしてはならない。

- (1) 火入れの目的が、森林法第21条第2項各号に掲げる目的のいずれかに該当すること。
- (2) 火入地の周囲の現況、防火の設備の計画、火入予定期間における気象状況の見通し等からみて、周囲に延焼のおそれがないと認められること。

##### （許可証の交付等）

第4条 村長は、火入れの許可をするときは、森林法第21条第1項の規定に基づき、第8条から第15条まで及び第16条第4項の規定を遵守してこれらを行うべき旨その他火入れの適正な実施を確保するために必要な事項を指示するものとし、当該指示事項を記載した別記様式第2号による許可証(以下「火入許可証」という。)を交付するものとする。

2 村長は、火入れを不許可とするときは、その旨及びその理由を記載した書面を申請者に交付するものとする。

##### （許可後における指示）

第5条 村長は、火入れの許可をした後において延焼その他危害の発生のおそれが生じたときは、森林法第21条の規定に基づき火入れの差し止め又は火入れの方法若しくは期日

の変更その他必要な指示を行うことができる。

(許可の対象期間)

第6条 火入れの許可の対象期間は、1件につき7日以内とする。

(許可の対象面積)

第7条 一団地における1回の火入れの許可の対象面積は、2ヘクタールを超えないものとする。ただし、火入地を1ヘクタール以下に区画し、その1区画に火入れを行い、完全に消火したことを確認してから次の1区画の火入れを行う場合にあっては、村長はこれを超えて許可をすることができる。

(火入れの通知)

第8条 火入れの許可を受けた者(以下「火入者」という。)は、火入れを行う前日までに、火入れの場所及び日時を村長に通知しなければならない。

(火入れ許可証の返納)

第9条 火入者は、火入れが終了したとき、又は火入れの許可の対象期間を経過したときは、速やかに村長に火入許可証を返納しなければならない。

(火入責任者の義務)

第10条 火入責任者は、火入れの現場において、直接火入れの実施の指揮監督に当らなければならない。

2 火入責任者は、火入れに際し、火入れ許可証を携帯しなければならない。

3 火入責任者は、次条に定める防火の設備及び第12条に定める火入従事者の配置が適正になされ、かつ、現地の気象状況に異常が認められないことを確認した後でなければ火入れをしてはならない。

(防火帯の設置)

第11条 火入責任者は、火入地の周囲に幅5メートル以上(火入地が傾斜地である場合におけるその上側又は風勢のある場合における風下に当る部分については7メートル以上)の防火帯を設け、その防火帯の中の立木その他の可燃物を除去し、延焼のおそれがないようにしなければならない。

2 前項の防火帯は、河川、湖沼、溝、堰等によって防火帯と同等の効果が認められる場合は、その設置を省略することができる。

(火入従事者)

第12条 火入者は、火入れに当っては、1回の火入れの面積に応じ、次のとおり火入れ作業に従事する者(以下「火入従事者」という。)を配置しなければならない。

(1) 0.5ヘクタールまでは10人以上

(2) 0.5ヘクタールを超える場合にあっては、その超える面積0.5ヘクタールにつき5人を(1)の人数に加えて得た人数以上

2 火入者は、鋸、ナタ、鎌、クワ、スコップ、噴霧器等の消火に必要な器具を、火入従事者に携行させなければならない。

### 3 〈資料編〉

#### 第1章 防災関連条例等

##### 【資料 3-1-1-05 諸塚村火入れに関する条例】

---

- 3 火入責任者は、火入れの跡地が完全に消火したことを確認した後でなければ、火入従事者を火入れの現場から退去させてはならない。

(火入れの方法)

第13条 火入れは、風速、湿度等からみて延焼のおそれがない日を選び、できる限り小区画ごとに、風下から行わなければならない。ただし、火入地が傾斜地である場合には、上方から下方に向かって行わなければならない。

- 2 火入れは、日の出後に着手し、日没までに終えなければならない。

(火入れの中止)

第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。

- 2 火入れ責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき又は強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。

- 3 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき又は強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。

(緊急連絡体制の整備)

第15条 火入者及び火入責任者は、火入れを行うに当たっては、村長及び消防団に連絡することのできる体制を確保しておかななければならない。

(消防団への通知等)

第16条 村長は、火入れの許可を行った場合には、消防団にその旨通知するものとする。

- 2 村長は、火入れの許可をしようとする場合において必要と認めるときは、当該職員を火入地に立ち入らせ、実地調査をさせることができる。
- 3 村長は、必要と認めるときは、火入れの際に当該職員を火入れに立ち合わせるができる。
- 4 前項の場合において、火入者、火入責任者及び火入従事者は、当該職員の指示に従わなければならない。

附 則

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

別記様式第1号 (条例第2条関係)

—火 入 許 可 申 請 書—		
平成 年 月 日		
長 殿		
申請者 住所		
氏名 印		
次のように火入れを行いたいのので許可されたく「火入れに関する条例」第2条の規定により申請します。		
火 入 地	所 在 地	
	所 有 者 (管 理 者)	
	地 種 区 分	保安林 ( )、普通林、原野、その他 ( )
	所 有 区 分	国有地 ( )、公有地 ( )、私有地 ( )
	面 積	総面積                   ヘクタール
火 入 れ 期 間		平成 年 月 日～ 年 月 日 ( 日間)
火 入 れ 目 的		1 地ごしらえ 2 開墾準備 3 害虫駆除 4 焼畑 5 採草地改良
火 入 れ 方 法		
防 火 体 制	火入従事者	男           人、女           人、計           人
	防 火 帯	延長           メートル、幅印           メートル
	器 具	
火 入 責 任 者		
備 考	(添付書類           通)	

(注) 1 保安林の ( ) の中には保安林種を記入、2 その他の ( ) には土地現況を記入、3 所有区分の ( ) には、所有形態の細分 (部分林、部落有林、社寺有林等) を記入

3 〈資料編〉

第1章 防災関連条例等

【資料 3-1-1-05 諸塚村火入れに関する条例】

別記様式第2号（条例第4条第1項関係）

<p style="margin: 0;">—火 入 許 可 証—</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="margin: 0;">許可番号 号</p> <p style="margin: 0;">申請人 殿</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">長 氏 名 印</p> <p style="margin: 0;">月 日に申請のあつた火入れは、下記のとおり許可する。</p>	
火 入 場 所	
面 積	総面積                      ヘクタール
目 的	
期 間	年 月 日～ 年 月 日（ 日間）
火 入 責 任 者	
指 示 事 項	
備 考	

## 第2章 応援協定等

### 【資料 1-2-2-06 宮崎縣市町村防災相互応援協定】

#### 宮崎縣市町村防災相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第67条第1項の規定の趣旨に基づき、県内において大規模な災害が発生し、被災市町村独自では十分な応急措置が実施できないときに、円滑に市町村間相互の応援を行うために、必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、災害とは、法第2条第1号に定める災害をいう。

(連絡窓口)

第3条 市町村は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときには、速やかに必要な情報を相互に伝達するものとする。

(応援項目)

第4条 応援項目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害応急措置に必要な職員の派遣
- (2) 食料品、飲料水及び生活必需品の提供
- (3) 避難及び収容施設並びに住宅の提供
- (4) 医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- (5) 遺体の火葬のための施設の提供
- (6) ごみ及びし尿の処理のための装備及び施設の提供
- (7) 災害応急措置に必要な車両及び資機材の提供
- (8) ボランティア団体の受付及び活動調整
- (9) その他応援のため必要な事項

(応援要請の手続)

第5条 被災市町村の長は、応援を要請しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにして、口頭により行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害及び被害が予想される状況
- (2) 前条に掲げる応援項目の種類及び内容
- (3) 応援を希望する期間
- (4) その他必要な事項

(応援の実施)

第6条 応援を要請された市町村長は、あらゆる手段を講じ、応援に努めるものとする。

2 被災市町村以外の市町村の長は、災害の実態に照らし、特に緊急を要し、被災市町村の長が前条に定める要請ができないと判断される場合には、県消防防災課と協議の上、同条の要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、同条の応援要請があったものとみなす。

3 〈資料編〉

第2章 応援協定等

【資料 1-2-2-06 宮崎縣市町村防災相互応援協定】

---

(応援部隊の指揮)

第7条 応援部隊は、応援を要請した市町村長の指揮の下に行動するものとする。

(経費負担)

第8条 応援に要した経費は、応援を受けた市町村の負担とする。ただし、特段の事情がある場合は、当事者間の協議によるものとする。

(平常時の任務)

第9条 この協定に基づく応援が円滑に行われるように、各市町村は、自らの応援能力等を正確に把握するものとする。

2 前項の規定による応援能力を相互に把握するため、年1回以上、連絡会を開催して応援に必要な情報の交換をするものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、市町村が別に消防組織法の規定に基づき締結した消防相互応援等その他の協定を排除するものではない。

(その他)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、市町村が協議して定めるものとする。

(効力発生の時期)

第12条 この協定は、平成8年9月1日から効力を生じる。

この協定の締結を証するため、本書44通を作成し、記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成8年8月29日

記名押印〔略〕

**【資料 1-2-2-07 宮崎県消防相互応援協定】**

## 宮崎県消防相互応援協定

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、宮崎県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。以下同じ。）は、消防の相互応援に関して次のとおり協定する。

## (目的)

第1条 この協定は、県内において市町村単独では対応することのできない大規模・特殊災害(以下「災害」という。)が発生した場合に、相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

## (応援業務の範囲)

第2条 この協定における応援業務の範囲は、消防組織法第1条に規定する消防の任務とする。

## (応援出動)

第3条 応援出動は、災害発生地の市町村の長の要請に基づいて行うものとする。ただし、緊急を要する場合については、災害を覚知した市町村の長の判断により要請を待たずに応援出動することができるものとする。

## (応援要請の方法)

第4条 応援の要請は、災害の発生した市町村の長から電話その他の方法により、次の事項を明らかにして要請し、事後において速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害等の状況
- (2) 応援を要する人員及び機械器具等の種別数量
- (3) その他必要な事項

## (応援人員の派遣)

第5条 前条の規定により、応援の要請を受けた市町村の長は、管轄する区域における業務に支障のない限り、応援のための人員等（以下「応援隊」という。）を派遣しなければならない。なお、応援隊の派遣が困難な場合は、直ちに要請側の市町村の長に通報するものとする。

## (応援の指揮)

第6条 応援隊の指揮は、要請側の市町村の長又は消防長若しくは消防団長が行うものとする。

2 指揮は、応援隊の長に対して行うものとする。ただし、緊急を要するときは、直接応援隊の隊員に命令することができる。

## (報告)

第7条 応援隊の長は、次に掲げるときは、第6条に規定する指揮者に報告しなければならない。

3 〈資料編〉

第2章 応援協定等

【資料 1-2-2-07 宮崎県消防相互応援協定】

---

- (1) 応援隊が災害発生地に到着したとき
- (2) 応援隊が災害発生地から引揚げるとき

2 応援隊の長は、随時、指揮者に対し応援隊の活動状況について報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 応援出動に要した費用は、原則として応援側市町村の負担とする。ただし、応援隊の故意又は過失によらない事故が発生した場合、又は多額の費用を要した場合等は要請側及び応援側市町村両者の協議による。

(補則)

第9条 この協定は、市町村の協議により改定することができる。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、市町村の消防長及び消防本部を置かない町村にあつてはその長から委任を受けた者又は消防団長が協議の上別に定める。

附 則

- 1 この協定は、平成18年7月20日から効力を生じる。
- 2 宮崎縣市町村消防相互応援協定（昭和42年9月11日締結）は、廃棄する。

この協定の締結を証するため、本書33通を作成し、各自記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成18年7月20日

**【資料 1-2-1-05 宮崎県水道事業者災害時相互応援に関する覚書】**

宮崎県水道事業者災害時相互応援に関する覚書

水道法第6条の事業認可を受けた水道事業者のうち、地方公共団体（地方自治法第284条第1項に規定する一部事務組合を含む。）の水道事業者（以下「市町村水道事業者」という。）は、市町村水道事業者が管理する水道施設において災害が発生した際、「宮崎県市町村防災相互応援協定」（平成8年8月29日締結）に基づく「飲料水の提供」の相互応援について、この覚書を締結する。

(用語)

第1条 この覚書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害及び渇水等による被害をいう。

(連絡担当課)

第2条 市町村水道事業者は、この覚書の実施に必要な情報の相互交換を行う連絡担当課を定めるものとする。

(応援の内容)

第3条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 応援職員の派遣
- (2) 応援給水の実施
- (3) 応急復旧の実施
- (4) 県、日本水道協会宮崎県支部等の関係機関との連絡調整
- (5) 給水に係る衛生措置の確保
- (6) その他飲料水の提供に関し必要な事項

(応援要請等)

第4条 被災した市町村水道事業者が応援を要請するときは、次に掲げる事項を明らかにして、口頭等により行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 前条に掲げる応援項目の種類及び内容
- (3) 応援の期間
- (4) その他必要な事項

(応援の実施)

第5条 応援を要請された市町村水道事業者は、あらゆる手段を講じて、これに応じ救援に努めるものとする。

2 市町村水道事業者は、特に緊急を要し、被災市町村水道事業者が前条に定める要請ができないと判断される場合は、県水道主管課と連絡調整の上、同条の要請を待たないで、応援給水等を行うことができる。この場合には、同条の応援要請があったものとみなす。

### 3 〈資料編〉

#### 第2章 応援協定等

##### 【資料 1-2-1-05 宮崎県水道事業者災害時相互応援に関する覚書】

---

3 応援を行う市町村水道事業者は、応援を要請した市町村水道事業者等の指揮の下に行動するものとする。

(経費負担)

第6条 応援に要した経費は、応援を受けた市町村水道事業者の負担とする。ただし、特段の事情がある場合は、当事者間の協議によるものとする。

(応援資機材等の把握)

第7条 市町村水道事業者は、相互応援の円滑な実施及び災害時に必要な物資並びに資材の相互融通を図るため、次の事項について正確に把握しておくものとする。

- (1) 連絡担当課の責任者及び副責任者
- (2) 災害時応援可能資機材等の備蓄及び整備状況
- (3) 災害発生直後に応援に従事できる職員数

(応急給水・復旧体制の整備)

第8条 市町村水道事業者は、被災時に被災状況に応じた相互応援の円滑な実施を行うために、次の事項等を定めた応急給水・復旧基本計画（以下、「基本計画」という。）を作成するものとする。

- (1) 指揮命令系統の整備
- (2) 応急復旧期間
- (3) 応急給水目標水量
- (4) 応急供給拠点の設定
- (5) 応急給水拠点の設定
- (6) 応急資機材等の確保
- (7) 応急資機材の受入・配送拠点の整備
- (8) 応援受入拠点の整備
- (9) 優先的給水が必要な重要施設の把握
- (10) 水質管理の適正実施
- (11) その他迅速かつ的確な応急措置の実施に必要な事項

2 市町村水道事業者は、地域防災計画の見直しその他の事由により、基本計画の内容に変更を生じた場合は、速やかに変更等を行うものとする。

(実施細目)

第9条 この覚書の実施に関して必要な細目事項については、別に協議して定めるものとする。

(協議)

第10条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この覚書は平成10年8月1日から適用する。

この覚書の成立を証するため、本書45通を作成し、記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成10年7月24日

記名押印〔略〕

**【資料 3-1-2-01 道路情報提供サービスに関する覚書及び実施要領】**

## 道路情報提供サービスに関する覚書

諸塚村（「甲」という）と諸塚郵便局（「乙」という）及び七ツ山郵便局（「丙」という）とは、道路情報サービスについて、次のとおり覚書を交換する。

（目的）

第1条 甲の管理する村道等の破損状況等について、乙及び丙の業務遂行中等に知り得た情報は「道路情報サービス」として甲に通報し、甲はその情報に基づき、道路上での事故の未然防止と地域住民の生活環境の向上を図ることを目的とする。

（実施要領）

第2条 乙及び丙は、道路情報提供の用紙（別紙）により、その内容を記載して甲へ通報するものとする。甲は通報した郵便局に別途処理状況を報告するものとする。なお、この道路情報のサービスについては、乙及び丙のボランティア活動の一環として実施するものであり、提供が遅れたこと等をもって甲からの責任は問われないものとする。

（実施開始日）

第3条 実施開始日は、平成10年6月1日とする。

付 則

実施期間は、双方異議の申し出のない限り継続するものとする。この覚書を証するために、本書3通を作成し、記名捺印のうえ各1通を保管する。

平成10年6月1日

甲	諸塚村長	中本正洋	押印
乙	諸塚郵便局長	緒方春光	押印
丙	七ツ山郵便局長	橋口孝一	押印

## 情報提供の内容

以下のような状況があった場合は、その情報を提供するものとする。

- (1) 道路の損傷……道路の陥没、穴、路肩崩壊、その他で通行に支障となっている状況のところ。
- (2) 側溝（蓋）等……側溝、横断暗渠、溜桝の破損及び蓋が割れて落ち込んだり、蓋が無く又は隙間が広く危険なところ。
- (3) 防護柵……ガードレール、歩道柵、橋梁防護柵、視線誘導標等で倒れたり、破損して交通の支障となっている箇所
- (4) 反射鏡……支柱が倒れたり、傾いたり、鏡面が破損又は方向が狂ったりして、機能していないもの。
- (5) 道路照明等……支柱が折れたり、傾いたり、電灯切れ（夜間）しているもの。
- (6) 案内標識……支柱が折れたり、傾いたり、表示板が破損又は、薄れて見えにくいもの。
- (7) 街路樹……道路に倒れていたり、枝が折れて交通の支障となっている状態。
- (8) その他……

3 〈資料編〉

第2章 応援協定等

【資料 3-1-2-01 道路情報提供サービスに関する覚書及び実施要領】

(別紙)

平成 年 月 日

諸塚村長 殿

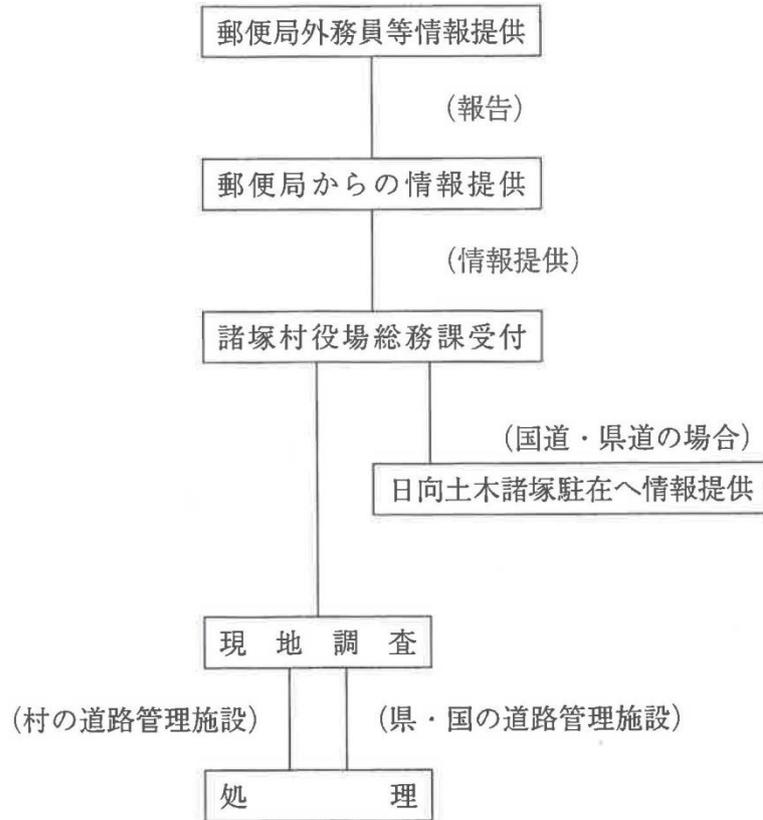
(総務課)

郵便局長

道路情報の提供について

破損内容 (該当する番号を○で囲む)		
補修の緊急性の有無	有り	普通
1. 道路の破損	陥没・穴ぼこ・凹凸・深い水たまり・その他	
2. 側溝	蓋の破損・隙間・その他	
3. 防護柵	倒壊の危険・その他	
4. ロードミラー	倒壊・傾き・ミラー破損・角度調整・その他	
5. 道路照明等	倒壊・傾き・球切れ・昼間点灯・その他	
6. 道路標識	倒壊・文字が見えない・その他	
7. 街路樹	倒木・枝が通行に支障・その他	
8. その他		
破 損 場 所	諸塚村大字	付近
付近の見取図		
情報提供者	郵便局・氏名	
処 理 結 果	対処予定	対処済 保留

連絡先 諸塚村役場総務課 (電 話 65-1111)  
(F A X 65-0032)



### 3 〈資料編〉

#### 第2章 応援協定等

##### 【資料 3-1-2-01 道路情報提供サービスに関する覚書及び実施要領】

---

## 道路情報提供サービスに関する実施要領

道路情報の提供については、諸塚村内をサービスエリアとする郵便局が、業務遂行中等に知り得た情報を諸塚村役場へ提供することで、道路上での事故の未然防止と地域住民の生活環境の向上に役立つサービスを実施する。

1. 実施月日 平成10年6月1日
2. 実施郵便局及び連絡担当課等

実施局	連絡担当課	電話番号等
諸塚郵便局 七ツ山郵便局	諸塚村役場 総務課	F A X 65-0032 T E L 65-1111

#### 3. 実施方法

- (1) 集配途上等で道路標識、各種案内標識

**【資料 3-1-2-02 災害時における諸塚村内郵便局、諸塚村間の相互協力に関する覚書】**

**災害時における諸塚村内郵便局、諸塚村間の相互協力に関する覚書**

諸塚村内郵便局（諸塚局・セツ山局は、以下「甲」という。）及び諸塚村「以下「乙」という。」は、諸塚村内に発生した地震その他による災害時において、相互の友愛精神に基づき、諸塚村内郵便局及び諸塚村が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において、「災害」とは災害基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請事項）

第2条 甲及び乙は、諸塚村内に災害が発生し、次の各号について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

（1）もう及び乙が所有し、又は使用管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての相互使用

※施設の提供については、業務の支障の無い範囲でできる限りの協力をする。

（2）甲又は乙が収集した被災村民の避難先及び被災状況の情報の相互提供

※被災者の避難先及び被災状況の情報の提供は、配達途上等で把握できた情報について自治体に提供する。

（3）災害救助法適用時における郵便・為替貯金・簡易保険の郵便事業に関わる災害特別事務取扱い及び救護対策並びに避難場所への臨時郵便差出箱の設置

（4）その他前各号に掲げるもののほか協力できる事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、協力するよう努めなければならない。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他別に特段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請をした者が適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担につき、疑義が生じたときは、甲乙両者が協議の上、負担すべき額を決定する。

（災害対策本部への助言）

第5条 甲は諸塚村災害対策本部に対して、必要に応じて助言することができる。

3 〈資料編〉

第2章 応援協定等

【資料 3-1-2-02 災害時における諸塚村内郵便局、諸塚村間の相互協力に関する覚書】

---

(災害情報等連絡体制の整備)

第6条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(防災訓練への参加)

第7条 甲は、諸塚村もしくは諸塚村内の各地域が行う、防災訓練に参加することができる。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

(連絡責任者)

第9条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては諸塚郵便局長（不在の場合は、次席のもの）乙については、諸塚村総務課長とする。

(協議)

第10条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは甲乙両者が協議の上決定する。

平成10年6月1日

甲 諸塚村内郵便局代表者  
諸塚郵便局長 緒方春光 押印

乙 諸塚村長 中本正洋 押印

**【資料 3-1-2-03 災害緊急対策に必要な用水の確保に関する協定】**

災害緊急対策に必要な用水確保に関する協定書

諸塚村（以下「甲」という。）有限会社諸塚共同ナマコン（以下「乙」という。）は、災害時の応急対策に必要な用水の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、諸塚村内において風水害や地震、火災等の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に行う飲料水を除く生活水や消防用水（以下「用水」という。）の供給の協力要請について、適切かつ円滑な運営を行うため、必要な事項を定める。

（協力の要請）

第2条 甲は、用水の供給を必要とする事態が発生した市町村、消防の一部事務組合、消防を含む一部その他の関係機関（以下「要求期間」という。）の長が行う要求を受けて乙に対して、用水供給の要請を行うことができる。

2 前項の要請は、災害応急対策に必要な用水確保の要請書（様式第1号）に必要な事項を記載の上、行うものとする。但し、要請書により要請ができない特別な理由がある場合は口頭、その他の確実な方法で要請することができる。

3 甲は、前項の但し書きにより要請を行った場合は、遅滞なく災害緊急対策に必要な用水確保の要請書に必要な事項を記入の上、乙に提出を行うものとする。

（協力の実施）

第3条 前条の規定により甲から要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り所属の会員を有しただちに指定された場所に出動させ、用水の確保を実施するものとする。この場合、出動先の作業については要求機関の指示に従うものとする。

（報告）

第4条 乙は、用水の確保を実施した場合は、速やかに甲に対して、災害応急対策に必要な用水確保の実績報告（様式第2号）により報告を行うものとする。

（経費の負担）

第5条 用水の確保に要する経費及び実費については、特別な場合を除き甲が負担する。但し甲の乙に対する要請が災害対策基本法第68条に基づき、当該市町村長が負担するものとする。

2 用水の確保に要する経費及び実費については別途協議の上、定めるものとする。

（事故等）

第6条 乙が供給した車両等が故障、及びその他の理由により用水確保を中断したときは、乙は速やかに当該車両の確保をはかり、用水確保の継続を行わなければならない。

（危険回避）

第7条 乙より連絡を受けた所属会員が、指定された場所への輸送時に危険と判断した場合は、その危険を回避することができる。

（損害の負担）

第8条 第2条の規定に基づき用水の確保に生じた損害の負担は、甲と乙が協議して定めるものとする。

### 3 〈資料編〉

#### 第2章 応援協定等

##### 【資料 3-1-2-03 災害緊急対策に必要な用水の確保に関する協定】

---

###### (補償)

第9条 当該用水確保に従事し負傷により損害を受けた者は、労働災害に関わる関係法令、又は「災害応急措置の業務従事し、又は協力した者に係る損害補償に関する条例」(昭和37年宮崎県条例第35号)に定める所による、その損害を補償する。

###### (訓練の実施)

第10条 用水の確保の業務を円滑に実施する為、甲と乙は事前に協議を行ない訓練の実施を行うこととする。

###### (連絡責任者)

第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては、総務課消防防災係、乙については代表取締役が指示する担当者とする。

###### (協議)

第12条 この協定に関し必要な事項は双方で協議の上、定めるものとする。

###### (有効期限)

第13条 この協定は、締結の日から効力を生ずるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため本協定書2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成24年8月1日

甲 宮崎県東臼杵郡諸塚村大字家代2683番地  
宮崎県諸塚村  
諸塚村長 成崎孝孜

乙 宮崎県東臼杵郡諸塚村大字家代4336番地9  
有限会社諸塚共同ナマコン  
代表取締役 綾二男

**【資料 3-1-2-04 災害緊急対策に必要な用水の確保に関する協定】**

災害緊急対策に必要な用水確保に関する協定書

諸塚村（以下「甲」という。）と宮崎味岡生コンクリート株式会社（以下「乙」という。）は、災害時の応急対策に必要な用水の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、諸塚村内において風水害や地震、火災等の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に行う飲料水を除く生活水や消防用水（以下「用水」という。）の供給の協力要請について、適切かつ円滑な運営を期するため、必要な事項を定める。

（協力の要請）

第2条 甲は、用水の供給を必要とする事態が発生した市町村、消防の一部事務組合、消防を含む一部その他の関係機関（以下「要求期間」という。）の長が行う要求を受けて、乙に対して、用水供給の要請を行うことができる。

2 前項の要請は、災害応急対策に必要な用水確保の要請書（様式第1号）に必要な事項を記載のうえ、行うものとする。但し、文書により要請することができない特別な理由があるときは口頭、その他の確実な方法で要請できる。

3 甲は、前項のただし書きにより要請したときは、遅滞なく災害緊急対策に必要な用水確保の要請書に必要な事項を記載の上、乙に提出するものとする。

（協力実施）

第3条 前条の規定により甲から要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して指定された場所に出動させ、用水の確保を実施させるものとする。この場合、出動先の用水確保の作業については、要求機関の指示に従うものとする。

（報告）

第4条 乙は、用水の確保を実施した場合は、速やかに甲に対して災害応急対策に必要な用水確保の実績報告書（様式第2号）により報告を行うものとする。

（経費の負担）

第5条 用水の確保に要する経費については、甲が負担するものとする。ただし、甲の乙に対する要請が、災害対策基本法第68条に基づく被災した市町村長の甲に対する応援の要求による場合は、同法第92条に基づき、当該市町村長が負担するものとする。

2 用水の確保に要する経費については、別途協議のうえ定めるものとする。

（事故等）

第6条 乙が供給したコンクリートミキサ車が故障その他の理由により用水確保を中断したときは、乙は速やかに当該コンクリートミキサ車を交換又は修理して、用水確保の継続しなければならない。

（危険回避）

第7条 乙が、指定された場所への輸送時に危険と判断した場合は、その危険を回避することができる。その場合には、速やかにその危険な状況を甲に連絡し、安全を確保したうえ、又は、別の輸送経路等により、用水の確保に努めるものとする。

3 〈資料編〉

第2章 応援協定等

【資料 3-1-2-04 災害緊急対策に必要な用水の確保に関する協定】

---

(損害の負担)

第8条 第2条の規定に基づき用水の確保に生じた損害の負担は、甲と乙が協議して定めるものとする。

(補償)

第9条 当該用水の確保に従事し負傷等により損害を受けた者は、労働災害にかかわる関係法令、又は「災害応急措置の業務従事し、又は、協力した者に係る損害補償に関する条例」(昭和37年宮崎県条例第35号)に定めるところにより、その損害を補償する。

(訓練の実施)

第10条 用水の確保の業務を円滑に実施するため、甲と乙は協議して訓練を実施するものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては総務課消防防災係、乙については代表取締役が指示する担当者とする。

(協議)

第12条 この協定に関し必要な事項は双方で協議の上、定めるものとする。また、疑義が生じたときも同様とする。

(有効期限)

第13条 この協定は、締結の日から効力を生ずるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成24年8月1日

甲 宮崎県東臼杵郡諸塚村大字家代2683番地  
宮崎県諸塚村  
諸塚村長 成崎孝孜

乙 宮崎県東臼杵郡諸塚村大字家代4570番地16  
宮崎味岡生コンクリート株式会社  
代表取締役 味岡和國

**【資料 3-1-2-05 災害時における応急活動及び機材使用の協力に関する協定書】**

災害時等における応急対策活動及び機材使用の協力に関する協定書

諸塚村（以下「甲」という。）と吉原建設株式会社（以下「乙」という。）とは、諸塚村内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における応急対策活動の実施及び、応急対応に必要な散水車等の機材（以下「機材」という。）の使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、諸塚村内の災害時等における公共施設等の応急対策の実施及び機材の使用に関し、必要な事項について定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、地震、豪雨、洪水、暴風、豪雪、干ばつその他の異常な自然現象又は大規模な火災などによる被害をいう。

（協力の要請）

第3条 甲は災害時等において必要があると認めるときは、乙に対して公共施設等の応急対応の協力及び機材（散水車等）の使用を要請することができる。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、原則として甲の指示に基づき応急対策について協力するものとする。

2 乙は、前条の規定により甲から機材の使用の要請を受けたときは、その緊急性にかんがみ、可能な範囲において機材の使用を実施するものとする。

（要請の方法等）

第5条 第3条の要請は、原則として次の各号に掲げる事項を記載した文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応急対策を実施する場所
- (2) 被害の状況及び応急対策の内容
- (3) 機材名、規格、数量
- (4) 前各号に定めるもののほか、必要な事項

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法等について確認し、災害時等に支障をきたさないよう、日頃から点検及び改善に努めるものとする。

（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、あらかじめ応急対策に関する連絡責任者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

3 〈資料編〉

第2章 応援協定等

【資料 3-1-2-05 災害時における応急活動及び機材使用の協力に関する協定書】

---

(経費の負担)

第7条 甲の要請により、乙が応急対策の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲の要請により、乙が使用した機材の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

(労災補償)

第8条 応急対策の実施により乙の社員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の社員の労災保険により補償するものとする。

(損害賠償)

第9条 応急対策の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責について甲乙協議の上、定めるものとする。

(協議)

第10条 この協定の実施に関し、疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

(協定の期間)

第11条 この協定の期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、期間満了の日の1月前までに甲乙いずれからも申出がないときは、この協定は更に1年間更新するものとし、以後についても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年 4月 1日

甲 諸塚村  
代表者 諸塚村長 成崎 孝孜



乙 都城市中原町32街区1号  
吉原建設株式会社  
代表取締役 吉原 政秀



**【資料 3-1-2-06 災害時における応急活動及び機材使用の協力に関する協定書】****災害時におけるLPガスの調達に関する協定書**

諸塚村（以下「甲」という。）と宮崎県LPガス協会日向支部（以下「乙」という。）は、災害時におけるLPガスの調達に関し、次のとおり協定を締結する。

**（目的）**

第1条 この協定は、災害時におけるLPガスの調達に係る業務（以下「LPガス調達業務」という。）の実施に関し、甲が乙に対して支援を求めるときの必要な基本的事項を定めることを目的とする。

**（支援要請の範囲）**

第2条 乙は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生し又はその発生するおそれがある場合において、甲から協力の要請があったときに支援を行うものとし、その範囲は下記のとおりとする。

災害時に拠点となる公共施設及び避難所等への

- （1）LPガスの優先的な供給
- （2）LPガスコンロ・ガストーブ等の機材（以下「LPガス機材」という。）の供給
- （3）LPガス容器等の搬送・設置
- （4）LPガス保安業務資格者の斡旋・提供

**（支援の要請手続）**

第3条 甲は、被災地域からLPガス調達業務について協力要請があるときは、乙に支援を要請するものとする。

2 前項の要請は、様式第1号に定める文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要し、これによるいとまがない場合は、電話等により要請を行い、事後において速やかに文書を交付するものとする。

**（報告）**

第4条 乙は、LPガス調達業務を実施したときは、様式第2号に定める実績報告書により、甲に報告するものとする。

**（経費の負担）**

第5条 乙が行うLPガス調達業務において発生した費用については、原則として甲が負担するものとする。

2 商品の取引価格は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、定めるものとする。

3 〈資料編〉

第2章 応援協定等

【資料 3-1-2-06 災害時における応急活動及び機材使用の協力に関する協定書】

---

(搬送及び引渡し)

第6条 LPガス機材の引渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡し場所までの物資の搬送は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の搬送ができない場合は、甲の指定する運送業者が行うものとする。

2 甲は、当該場所に職員を派遣し、物資を確認の上、引き取るものとする。

3 甲は、当該場所への物資搬送を、乙の指定業者が行うことを予め承諾する。

(連絡体制)

第7条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては総務課、乙においては宮崎県LPガス協会日向支部事務局とする。

(補償)

第8条 この協定に基づいて総合的支援業務に従事し、負傷等により損害を受けた者に対する補償は、労働者災害補償保険（昭和22年法律第50号）の適用がある場合を除き、乙の加入する保険により対応するものとする。

(協議)

第9条 この協定に関し必要な事項は、甲乙協議の上、定めるものとする。また、疑義が生じたときも同様とする。

(有効期限)

第10条 この協定は、締結の日から1年間効力を生じるものとし、甲、乙が文書をもって有効期間満了日1箇月前までに協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成27年 4月 1日

甲 宮崎県東臼杵郡諸塚村大字家代 2683 番地  
諸塚村  
村長 成崎 孝孜

乙 宮崎県日向市江良町4丁目 59 番地  
宮崎県LPガス協会 日向支部  
支部長 後藤 拓郎

## 第3章 諸塚村内組織・団体状況等

## 【資料 3-1-3-01 関係機関連絡先一覧】

行	名称	郵便番号	所在地	電話番号
1	県関係機関			
2	危機管理課	880-8501	宮崎市橘通2-10-1	(0985) 26-7066
3	消防保安課	880-8501	宮崎市橘通2-10-1	(0985) 26-7627
4	国保・援護課	"	"	(0985) 26-7061
5	日向土木事務所	883-0046	日向市中町2-14	52-4171
6	(諸塚駐在)	883-1301	諸塚村大字家代3041	65-0020
7	東臼杵農林振興局	882-0872	延岡市愛宕町2-15	(0982) 32-6134
8	(諸塚駐在)	883-1301	諸塚村大字家代3041	65-0019
9	北部福祉子どもセンター	882-0803	延岡市大貫町1丁目2845	(0982) 35-1700
10	日向保健所	883-0041	日向市北町2-16	52-5101
11	警察機関			
12	日向警察署	883-0045	日向市鶴町2丁目13号	53-0110
13	日向警察署諸塚駐在	883-1301	諸塚村大字家代2645-3	65-0110
14	国等関係機関			
15	九州農政局宮崎地域センター	880-0801	宮崎市老松2-3-17	(0985) 22-3181
16	九州農政局延岡地域センター	882-0803	延岡市大貫町1丁目2915	(0982) 33-0700
17	宮崎北部森林管理署	883-0062	日向市日知屋17371-1	52-2191
18	宮崎地方气象台	880-0023	宮崎市和知川原1-14	(0985) 25-4033
19	陸上自衛隊都城駐屯地	885-0086	都城市久保原町1街区12号	(0986) 23-3944
20	陸上自衛隊えびの駐屯地	889-4314	えびの市大字大河平4455-1	(0984) 33-3904
23	指定公共機関			
21	諸塚郵便局	883-1301	諸塚村大字家代2692-4	65-0042
22	七ツ山郵便局	883-1402	諸塚村大字七ツ山2448	65-4052
24	NTT西日本 宮崎支店延岡営業所	882-0823	延岡市中町1丁目3-1-4	(0982) 34-4231
25	日本赤十字社宮崎県支部	880-0802	宮崎市別府町3-1	(0985) 22-4045
26	九州電力(株)日向営業所	880-8588	日向市北町1-112	52-2181
27	日向電力所	880-8533	"	53-0211
28	宮崎交通(株)延岡自動車営業所	882-0053	延岡市幸町3-2	(0982) 32-5322
29	社会福祉施設			
30	諸塚村社会福祉協議会	883-1301	諸塚村大字家代3066	65-0375
31	諸塚村老人福祉館	883-1301	諸塚村大字家代2653	
32	特別養護老人ホーム「せせらぎの里」	883-1302	諸塚村大字七ツ山54	65-1222
33	諸塚村デイサービスセンター	883-1302	"	"
34	諸塚村高齢者生活福祉センター	883-1302	"	65-0082
35	村内公共施設			
36	国民健康保険諸塚診療所	883-1301	諸塚村大字家代3063	65-0140
37	諸塚中学校	883-1301	諸塚村大字家代3292	65-0013
38	諸塚小学校	883-1301	諸塚村大字家代3094	65-0009
39	七ツ山小学校	883-1402	諸塚村大字七ツ山2549	65-4004
40	荒谷小学校	883-1301	諸塚村大字家代6159	65-1120
41	諸塚幼稚園	883-1301	諸塚村大字家代3094	65-0079
42	諸塚保育所	883-1301	諸塚村大字家代3150-2	65-0044
43	荒川保育所	883-1301	諸塚村大字家代6160	65-0697
44	(一社)ウッドピア諸塚	883-1301	諸塚村大字家代3303	65-0465
45	しいたけの館21	883-1301	諸塚村大字家代3068	65-0178
46	村内公共的機関			
47	諸塚村商工会	883-1301	諸塚村大字家代2640-8	65-1197
48	日向農協諸塚支店	883-1301	諸塚村大字家代4336-4	65-1131
49	耳川広域森林組合諸塚支所	883-1301	諸塚村大字家代4336-6	65-0441
50	(木材加工センター事務所)	883-1301	諸塚村大字家代6274-1	65-0106
51	(木材加工センター第1工場)	883-1301	諸塚村大字家代6183-1	65-0173
52	(木材加工センター第2工場)	883-1301	諸塚村大字家代6274-1	65-0530
53	(株)九電ハイテック 塚原工務所	883-1301	諸塚村大字家代2589-1	65-0003
54	(株)九電工委託営業所	883-1301	諸塚村大字家代2645	65-0064
55	(有)諸塚交通	883-1301	諸塚村大字家代4367-1	65-0105



【資料 2-3-1-04 村内危険物貯蔵施設等一覧表】

行	施設名	設置箇所	氏名	電話番号	各種危険物総数量(L)					倍数	5倍以上	10超15以下	50超100以下	100超150以下	150超200以下	200超250以下	250超300以下
					ガソリン	灯油	軽油	重油	潤滑油								
1	一般取扱所	大字家代諸塚「諸塚発電所」	九州電力日向電力所	55-2424						32,700	5.45	1					
2	一般取扱所	大字家代諸塚吐の川「塚原発電所」	九州電力日向電力所	55-2424						34,400	5.73	1					
3	屋外タンク貯蔵所	大字七ツ山608-5「小鶴倉庫」	日向農協	54-9014		50,000					50.00		1				
4	屋外タンク貯蔵所	大字七ツ山608-5「小鶴倉庫」	日向農協	54-9014			50,000				25.00		1				
5	一般取扱所	大字七ツ山608-5「小鶴倉庫」	日向農協	54-9014				3,500			6.00	1					
6	屋外給油取扱所	大字家代古川4570-15「諸塚給油所」	日向農協	54-9014				9,600	15,360	2,700	92.61						
7	屋外給油取扱所	大字家代4337-5「保管所」	諸塚石油商事(株)	65-0036				9,600	5,760	1,200	82.76			1			
8	一般取扱所	大字家代4364-1「本所」	諸塚石油商事(株)	65-0036					9,600		14.40		1				
9	地下タンク貯蔵所	大字家代4364-1「本所」	諸塚石油商事(株)	65-0036					9,600		14.40		1				
10	移動タンク貯蔵所	大字家代4337-5「車輛」	諸塚石油商事(株)	65-0036							0.95						
11	自家用給油取扱所	美郷町西郷区「男石対岸」	(有)諸塚共同ナマコン	65-1240				3,840	15,360		19.20		1				
12	移動タンク貯蔵所	大字家代4336-5「車輛」	日向農協	54-9014				2,000			2.00	1					
		合計				26,880	78,540	55,680	76,100	71,000	318.50	1	3	5	2	0	0

3 <資料編>

第3章 諸塚村内組織・団体状況等

【資料 3-1-3-05 指定避難施設一覧表】

【資料 3-1-3-05 指定避難施設一覧表】

No.	名称	所在地		管理者	電話	収容地区	役場 からの 所要 時間	収容 人員 2㎡/人	建物概要			設備状況		
		大字	番地						公民館別	築年	構造	耐震化	調理 施設	トイレ
1	荒谷小学校体育館	家代	6159	荒谷	諸塚村	65-1120	荒谷・南川	15	280	S55	鉄骨造	有		
2	荒谷公民館	家代	6389	荒谷	荒谷公民館長	65-0648	荒谷	15	60	S50(H12改)	鉄骨造	無	○	○
3	南川生活改善センター	家代	5245	南川	南川公民館長	65-0718	南川	15	70	S45	鉄骨造	無	○	○
4	家代公民館	家代	3788	家代	家代公民館長	65-0145	家代	10	140	S55(H20改)	鉄骨造	無	○	○
5	黒葛原公民館	家代	801	黒葛原	黒葛原公民館長	65-0760	黒葛原	15	60	S44(H2改)	鉄骨造	無	○	○
6	川の口公民館	家代	296	川の口	川の口公民館長	65-0884	川の口	20	110	H5	木造	有	○	○
7	諸塚村民体育館	家代	3094	塚原	諸塚村	65-0159	塚原・滝ノ下	5	540	S50(H14改)	鉄骨造	無	○	
8	諸塚中学校体育館	家代	3180	塚原	諸塚村	65-0009	塚原・滝ノ下	5	260	S56	鉄骨造	有		
9	塚原伝統芸能伝習館	家代	2850	塚原	塚原公民館長	65-0480	塚原	5	80	H9	木造	有	○	○
10	合宿所「六峰館」	家代	3087	塚原	諸塚村	65-0222	塚原・滝ノ下	5	120	H9	木造	有	○	○
11	諸塚中学校体育館	家代	3292	滝ノ下	諸塚村	65-0013	家代・滝ノ下	3	320	S44(S60改)	鉄骨造	有		
12	諸塚村中央公民館	家代	3066	滝ノ下	諸塚村	65-1246	滝ノ下・諸塚	3	370	S38(H4改)	RC造	無	○	○
13	諸塚村役場	家代	2683	諸塚	諸塚村	65-1111	滝ノ下・諸塚	—	140	S63	RC造	有	○	○
14	諸塚多目的集会所	家代	4367-13	諸塚	諸塚公民館長	65-0361	諸塚	3	120	H62(H19改)	木造	有	○	○
15	諸塚村老人福祉館	家代	3066	諸塚	諸塚村(諸塚村商工会)	65-0097	諸塚	2	70	S47	鉄骨造	無	○	○
16	松の平公民館	七ツ山	357-12	松の平	松の平公民館長	65-0234	松の平	15	50	S51(H12改)	木造	無	○	○
17	穂白尾公民館	七ツ山	1144-12	穂白尾	穂白尾公民館長	65-1174	穂白尾	15	20	S61(H17改)	木造	有	○	○
18	七ツ山小学校体育館	七ツ山	2549	七ツ山	諸塚村	65-4004	七ツ山	20	270	H9	鉄骨造	有	○	
19	七ツ山公民館	七ツ山	2106	七ツ山	七ツ山公民館長	65-4206	七ツ山・穂白尾	20	60	H11	木造	有	○	○
20	川内公民館	七ツ山	2899-2	川内	川内公民館長	65-4203	川内	20	50	S33(H12改)	木造	無	○	○
21	小原井公民館	七ツ山	4458-7	小原井	小原井公民館長	—	小原井	30	80	H20	木造	有	○	○
22	宮の元体育館	七ツ山	4459-2	小原井	諸塚村	—	小原井・七ツ山	30	270	S60	鉄骨造	有		
23	八重の平生活改善センター	七ツ山	4801-2	八重の平	八重の平公民館長	65-4205	八重の平	35	30	S52(H20)	木造	無	○	○
24	飯干公民館	七ツ山	8028	飯干	飯干公民館長	65-4144	飯干	45	50	H3	木造	有	○	○
25	只石生活改善センター	七ツ山	8272-5	飯干	只石実行組合長	—	飯干	40	20	H9	木造	有	○	○
26	立岩社会教育施設	七ツ山	6988	立岩	諸塚村	65-0072	立岩	35	130	S54	RC造	無	○	○
27	立岩社会教育施設体育館	七ツ山	6993-1	立岩	諸塚村	65-0072	立岩	35	270	S55(H18改)	鉄骨造	無		
28	立岩公民館	七ツ山	7194-1	立岩	立岩公民館長	65-0338	立岩	30	30	S44(S63改)	木造	有	○	○

耐震有⇒

4,070

16

## 【資料 3-1-3-11 緊急避難場所一覧】

避難所欄の「○」は避難所と緊急避難場所を兼ねる場所、「緊」は緊急避難場所を表す

災害種別ごと適否の凡例 「○」:適 「×」:不適 「-」:耐震性不明又は対象外施設(現実的でないため)

行	名称	所在地			電話	収容人員 2㎡/人	耐震化	避難所	災害種別ごとの 緊急避難場所 としての適否			
		大字	番地	公民館別					地震	洪水	土砂災害	大規模火災
1	荒谷小学校 体育館	家代	6159	荒谷	65-1120	280	有	○	○	○	○	○
2	荒谷 公民館	家代	6389	荒谷	65-0648	60	無	○	×	×	×	○
3	南川生活改善センター	家代	5245	南川	65-0718	70	無	○	×	○	○	○
4	家代 公民館	家代	3788	家代	65-0145	140	無	○	×	○	○	○
5	黒葛原 公民館	家代	801	黒葛原	65-0760	60	無	○	×	○	○	○
6	川の口 公民館	家代	296	川の口	65-0884	110	有	○	○	○	○	○
7	諸塚村民 体育館	家代	3094	塚原	65-0159	540	無	○	×	○	○	○
8	諸塚小学校 体育館	家代	3180	塚原	65-0009	260	有	○	○	○	×	○
9	塚原伝統芸能伝習館	家代	2850	塚原	65-0480	80	有	○	○	○	×	○
10	六峰 館	家代	3087	塚原	65-0222	120	有	○	○	○	○	○
11	諸塚中学校 体育館	家代	3292	滝ノ下	65-0013	320	有	○	○	○	×	○
12	諸塚村中央公民館	家代	3066	滝ノ下	65-1246	370	無	○	×	○	○	○
13	諸塚村 役場	家代	2683	諸塚	65-1111	140	有	○	○	○	○	○
14	諸塚多目的集会所	家代	4367-13	諸塚	65-0361	120	有	○	○	×	×	○
15	諸塚村老人福祉館	家代	3066	諸塚	65-0097	70	無	○	×	○	○	○
16	松の平 公民館	七ツ山	357-12	松の平	65-0234	50	無	○	×	○	○	○
17	穂白尾 公民館	七ツ山	1144-12	穂白尾	65-1174	20	有	○	○	○	○	○
18	七ツ山小学校 体育館	七ツ山	2549	七ツ山	65-4004	270	有	○	○	○	○	○
19	七ツ山 公民館	七ツ山	2106	七ツ山	65-4206	60	有	○	○	○	○	○
20	川内 公民館	七ツ山	2899-2	川内	65-4203	50	無	○	×	○	○	○
21	小原井 公民館	七ツ山	4458-7	小原井	—	80	有	○	○	○	○	○
22	宮の元 体育館	七ツ山	4459-2	小原井	—	270	有	○	○	○	○	○
23	八重の平生活改善センター	七ツ山	4801-2	八重の平	65-4205	30	無	○	×	○	×	○
24	飯千 公民館	七ツ山	8028	飯千	65-4144	50	有	○	○	○	×	○
25	只石生活改善センター	七ツ山	8272-5	飯千	—	20	有	○	○	○	○	○
26	立岩社会教育施設	七ツ山	6988	立岩	65-0072	130	無	○	×	○	×	○
27	立岩社会教育施設 体育館	七ツ山	6993-1	立岩	65-0072	270	無	○	×	○	○	○
28	立岩 公民館	七ツ山	7194-1	立岩	65-0338	30	有	○	○	○	○	○
29	諸塚村民グラウンド	家代				2000		緊	○	-	-	○
30	諸塚村人工芝野球場	家代				2000		緊	○	-	-	○
31	荒谷小学校グラウンド	家代				500		緊	○	-	-	○
32	七ツ山小学校グラウンド	七ツ山				500		緊	○	-	-	○
33	諸塚中学校グラウンド	家代				500		緊	○	-	-	○
34	立岩社会教育施設グラウンド	七ツ山				500		緊	○	-	-	○

3 〈資料編〉

第3章 諸塚村内組織・団体状況等

【資料 3-1-3-08 遺体安置所（予定）】

【資料 3-1-3-08 遺体安置所（予定）】

行	名称	所在地	収容能力	収容地区
1	諸塚村中央公民館	諸塚村大字家代3066	200	諸塚、滝の下、塚原地区
2	諸塚村民体育館	諸塚村大字家代3094	220	塚原、村全域
3	諸塚中学校体育館	諸塚村大字家代3292	100	滝の下、家代地区
4	諸塚小学校体育館	諸塚村大字家代3094	100	塚原、村全域
5	荒谷小学校体育館	諸塚村大字家代6159	100	荒谷、南川地区
6	七ツ山小学校体育館	諸塚村大字七ツ山2549	100	七ツ山、八重の平地区
7	立岩社会教育施設体育館	諸塚村大字七ツ山6988	100	立岩地区
8	荒谷公民館	諸塚村大字家代6389	70	荒谷地区
9	南川生活改善センター	諸塚村大字家代5245	60	南川地区
10	家代公民館	諸塚村大字家代3788	80	家代地区
11	黒葛原公民館	諸塚村大字家代801	30	黒葛原地区
12	川の口公民館	諸塚村大字家代296	60	川の口地区
13	塚原伝統芸能伝習館	諸塚村大字家代2850	60	塚原地区
14	諸塚多目的集会所	諸塚村大字家代4367-13	40	諸塚地区
15	松の平生活改善センター	諸塚村大字七ツ山357-12	30	松の平地区
16	穂白尾公民館	諸塚村大字七ツ山1144-12	20	穂白尾地区
17	七ツ山公民館	諸塚村大字七ツ山2106	50	七ツ山地区
18	川内公民館	諸塚村大字七ツ山2899-2	40	川内地区
19	小原井公民館(宮の元)	諸塚村大字七ツ山4458-7	60	小原井、七ツ山地区
20	小原井生活改善センター	諸塚村大字七ツ山3766	50	小原井地区
21	八重の平生活改善センター	諸塚村大字七ツ山4801-2	20	八重の平地区
22	飯干公民館	諸塚村大字七ツ山8028	30	飯干地区
23	只石生活改善センター	諸塚村大字七ツ山8272-5	20	飯干、八重の平地区
24	立岩公民館	諸塚村大字七ツ山6280	20	立岩地区
25	金鷄寺	諸塚村大字家代4103	20	家代地区
26	浄覚寺	諸塚村大字七ツ山2013	20	七ツ山地区
27	合 計		1,700	

第4章 消防

【資料 1-2-2-08 消防団の組織及び消防力一覧表】

(平成27年1月7日現在)

行	部名	統括区域	団員数						整備施設等										備考※旧部名								
			団長	副団長	部長	副部長	団員	計	消防ポンプ等			ポンプ			消防水利			備品類									
									消防車	P付給水車	救急車	積載車	小型積載車	小型ポンプA	小型ポンプB	小型ポンプC	小型ポンプD	部計		防火水槽	消火栓	自然水利	動力噴霧器	スプレッター	救助用ボート	シューター	担架
1	本部	村内全域、滝の下	1	2	1	1	26	31	31	1	1	1	2	1	4	2	6	1	12	1	2	2	1	30	5	本	
2	第1部	塚原			1	1	12	14	14					1	3	3	6	21	5					10	1	1	
3	第2部	家代			1	1	14	16	16					1	3	4	7	11	17	1				10	1	2	
4		立岩				1	1	2						1	2			6	2	5						10	
5	第3部	川の口			1		6	7	12					1	3	1	10	3	44	2				6	3	3	
6		黒葛原				1	2	3						2	1		4	10								13	
7	第4部	荒谷					4	4						2	3		6	7	4					6	2	12	
8		南川			1	1	8	10	14					1	4		5	4	3					6		4	
9	第5部	諸塚			1		8	9	15					3	1		8	3	11	1				6	2	5	
10		松の平、(穂白尾一部)				1	5	6						2	2		6	48	2							11	
11		七ツ山、(穂白尾一部)			1	1	3	5						3	3		5	14	1							6	
12	第6部	八重の平					2	2	12					1	1	1	13	3	4					6	3	9	
13		飯干				1	4	5						3	1	1	2	7	1							14	
14		小原井				1	4	5						3	2		3	14	4					6	2	8	
15	第7部	川内			1	1	0	2	7					2	1		8	2	3	1						7	
16		合計	1	2	8	11	99	121	121	121	1	1	1	2	8	36	31	68	81	202	26	2	2	1	80	19	

**【資料 3-1-4-01 村と消防団との申し合わせ事項】**

村と消防団との申し合わせ事項

平成 元年 4月 1日 適用

平成 12年 4月 1日 改正

平成 13年 6月 1日 改正

平成 16年 4月 1日 改正

〈小型ポンプ修理経費に関すること〉

- 1 小型ポンプの火災出動、訓練、その他公務取扱上の故障による修理費について、1件の修理にかかる費用が各部運営費補助のポンプ割(10,000円)を超えない分については各部負担とし、超過する分については超過した費用において村負担とする。

ただし、故意によるもの及び日常管理的なものにかかる分については、各部の負担とする。

〈消火器詰替経費に関すること〉

- 2 火災及び住民参加型防火訓練時に使用した消火器については、部長からの書類による申し出により、その詰替経費を村で負担する。

ただし、訓練時の村負担は、年間1部につき10本までとする。

〈緊急車輛借上に関すること〉

- 3 村は火災及び緊急時にポンプ、消火器材等を搬送した車両について、部長からの書類による報告により、1台あたり2,000円の車輛借上料を支払う。

〈防火水槽、消火栓施設の修理経費に関すること〉

- 4 防火水槽及び消火栓等の消防施設における修理費について、部の日常管理を条件に村が負担する。

ただし、老朽化以外の故意による破損及び取り壊しにおいては部の負担とする。

また、移設・用地関係等については、双方協議により決定する。

〈訓練服の支給に関すること〉

- 5 訓練服を在団8年を経過した団員に支給する。(諸塚村消防団員制服貸与要綱第4条第1項による。)ただし、支給日から退団見込み日まで2年を有しないものについては、支給を見合わせる。

なお、火災及び訓練等による損傷以外は中途での購入については支給しない。

〈新入団員への支給品に関すること〉

- 6 村は新入団員に対し、訓練服・アポロキャップ・半長靴を支給する。

**【資料 3-1-4-02 諸塚村消防団員制服貸与要綱】**

諸塚村消防団員制服貸与要綱

(目的)

第1条 この要綱は、諸塚村消防団員（以下「団員」という。）の制服貸与について定めることを目的とする。

(貸与品)

第2条 団員に貸与する制服（以下「貸与品」という。）は、アポロキャップ及び制服、ベルトとする。

(消防団の責務)

第3条 貸与品は各部に貸与するものであり、全ての制服は、団員の表徴であることに深く留意し、常に清潔端正であって、服装を通じて品位の向上に努めるとともに各部はその維持管理に関して細心の注意を払わなければならない。

(村の責務)

第4条 村は貸与期間中、消防団の管理状況を監視し、貸与期間が過ぎた貸与品については部長の申し出後、速やかに貸与品を更新しなければならない。

(貸与期間及び管理等負担区分)

第5条 貸与期間は、制服を8年とする。ただし、必要に応じ、村長がこれを増減または伸縮することができる。

- 2 貸与品は、当該部長を経て貸与する。
- 3 貸与期間の計算は、会計年度による。
- 4 貸与品の管理及び補修は、当該部の負担とする。

(貸与期間を経過した貸与品の取扱)

第6条 貸与期間を経過した貸与品は、当該部に払い下げるものとする。なお、払い下げられた貸与品については各部の管理下におくものとする。

(貸与品の返納)

第7条 貸与を受けている者がその資格を失った場合は、7日以内に貸与品を当該部長に返納しなければならない。

(貸与品の亡失または破損)

- 第8条 団員は、貸与品を亡失または甚だしく破損したときは直ちに事由を具し、当該部長に届け出なければならない。
- 2 前項の届出を受けた当該部長は、その届出の事由が公務執行上やむを得ないものと認めるときは、その貸与品とともに村に届出、認定を受けたあと新たに貸与品を受給するものとする。
  - 3 第1項の届出を受けた当該部長は、その届出の事由が本人の故意または怠慢に起因するものと認めるときは、実費を弁償させうえ、前項に準じ処理するものとする。

附 則

3 〈資料編〉

第4章 消防

【資料 3-1-4-01 村と消防団との申し合わせ事項】

---

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

【資料 3-1-4-03 消防信号一覧表】

方法 信号	種 別	打 鐘 信 号	余韻防止付きサイレン信号
消 防 信 号	近火信号 消防詰所から 800m以内	●—●—●—●—● (連点)	∧約2秒(短声連点) ●— ●—●— ∨約3秒
	出場信号 団出動区域内	●—●—● ●—●—● (3点)	∧約6秒 ●— ●—●— ∨約5秒
	応援信号	●—● ●—● ●—● (2点)	
	報知信号 区域外火災認知	● ● ● ● ● (1点)	
	鎮火信号	● ●—● ● ●—● (1点と2点の斑打)	
山 林 火 災 信 号	出場信号	●—●—● ●—● (3点と2点の斑打)	∧約2秒 ●— ●— ∨約10秒
	応援信号	同 上	
火 災 警 報 信 号	火災警報発令信号	● ●—●—●—● ● ●—●—●—● (1点と4点の斑打)	∧約6秒 ●— ●— ∨約30秒
	火災警報解除信号	● ● ●—● ● ● ●—● (1点2個と2点の斑打)	∧約3秒 ●— ●— ∨約10秒∨約1分
	演習招集信号	● ●—●—● ● ●—●—● (1点と3点の斑打)	∧約6秒 ●— ●— ∨約15秒
備 考	<p>1 火災警報発令信号及び火災警報解除信号は、それぞれの1種または2種以上を併用することができる。</p> <p>2 信号継続時間は、適宜とする。</p> <p>3 消防職員または消防団員の非常招集を行うときは、近火信号を用いることができる。</p>		

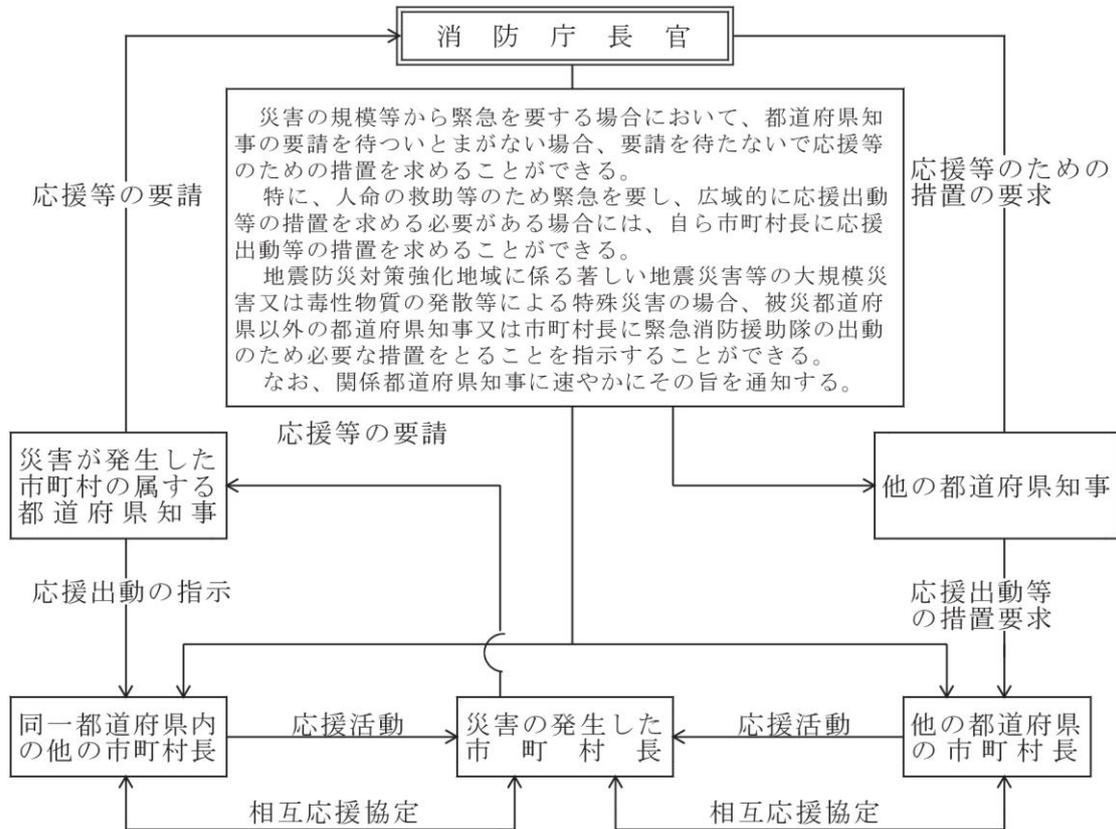
3 〈資料編〉

第4章 消防

【資料 1-3-4-01 大規模災害等における緊急の広域消防応援】

【資料 1-3-4-01 大規模災害等における緊急の広域消防応援】

＜大規模災害等における緊急の広域消防応援フロー＞  
(消防組織法第44条関係)



## 第5章 緊急輸送等

### 資料 3-1-5-01 物資等の調達先】

#### 1 燃料

No.	業者名	住所	電話番号	備考
1	諸塚石油商事(株)	大字家代 諸塚	65-0036	
2	日向農協諸塚給油所	大字家代 諸塚男石	65-1004	
3	諸塚共同ナマコン	大字家代 諸塚	65-0011	

#### 2 医薬品

No.	業者名	住所	電話番号	備考
1	富田薬品株式会社延岡営業所	延岡市出北2-23-4	0982-33-4801	〃
2	株式会社 アステム	日向市亀崎1-11	0982-54-3455	〃
3	株式会社アトル日向営業所	日向市富高38-1	0982-54-3331	〃
4	森薬品株式会社	延岡市伊形町4998-1	0982-37-3978	〃
5	鶴原吉井株式会社	延岡市御本町12-4	092-33-4916	〃
6	宮崎県赤十字血液センター	宮崎市大字恒久885-1	0985-50-1800	血液製剤
7	株式会社メディカル梶本	日向市財光寺87番地1	0982-54-2280	医療機器
8	宝来化学薬品株式会社	延岡市古城町4-2	0982-22-0855	〃
9	日之出酸素株式会社	日向市日知屋字仮屋田1815	0982-53-0011	酸素

#### 3 食料品

No.	業者名	住所	電話番号	備考
1	山本商店	大字家代 南川	65-0801	販売店
2	西田商店	大字家代 塚原	65-0012	〃
3	池田商店	大字家代 滝の下	65-0076	〃
4	アイショップ諸塚佐々木店	大字家代 諸塚	65-0112	〃
5	(株)エコープみやざき諸塚店	大字家代 諸塚	65-0422	〃
6	フードショップ甲斐	大字家代 諸塚	65-0035	〃
7	もろっこはうす	大字家代 諸塚 男石	65-0264	〃
8	黒木商店	大字七ツ山 小原井 宮の元	65-4007	〃
9	(株)藤本商店	大字七ツ山 小原井 宮の元	65-4005	〃
10	南川農産加工グループ	大字家代 南川	65-1063	食品加工
11	やかた婦人	大字家代 家代	65-1084	〃
12	どんこ亭	大字家代 滝の下	65-0178	〃
13	七ツ山加工グループ	大字七ツ山 七ツ山	65-4071	〃
14	どんぶりハウス	大字七ツ山 立岩	65-0107	〃

#### 4 衣料品

No.	業者名	住所	電話番号	備考
1	(株)エコープみやざき諸塚店	大字家代 諸塚	65-0422	
2	佐々木商店	大字家代 諸塚	65-0059	
3	タマル商店	大字家代 諸塚	65-0029	

#### 5 防災特殊物資等

No.	業者名	住所	電話番号	備考
1	中村消防防災(株)日向営業所	日向市大王町2-31	58-2711	林野火災機具
2	(株)武田ポンプ店	宮崎市橋通東4-5-14	0985-26-2111	
3	三輪商事(株)	延岡市三ツ瀬町2-3-10	0982-33-5421	

3 〈資料編〉

第5章 緊急輸送等

【資料 3-1-5-05 指定避難路一覧】

【資料 3-1-5-05 指定避難路一覧】

諸塚村指定避難路一覧

1/3

番号	種別	路線番号	路線名
1	一般国道	327	327号
2	一般国道	503	503号
3	一般県道	50	諸塚 ～ 高千穂 線
4	一般県道	209	上長川 ～ 日之影 線
5	一級村道	1	柳原 ～ 家代 線
6	その他村道	2	家代 ～ 北郷 線
7	その他村道	3	塚原 ～ 七ツ山 線
8	その他村道	4	塚原 ～ 川の口 線
9	その他村道	5	塚原 ～ 古原 線
10	その他村道	7	荒谷 ～ 野々崎 線
11	二級村道	8	橘平 ～ 川の口 線
12	二級村道	9	榎木谷 ～ 松の平 線
13	その他村道	10	中尾 ～ 池の窪 線
14	その他村道	11	戸下 ～ 黒原 線
15	その他村道	12	柳原 ～ 黒葛原 線
16	二級村道	13	荒谷 ～ 中の又 線
17	その他村道	14	黒葛原 ～ 川の口 線
18	その他村道	15	吐の川 ～ 松の平 線
19	その他村道	17	立岩 ～ 七ツ山 線
20	その他村道	18	小布所 ～ 荒谷 線
21	その他村道	19	立岩 ～ 祝迫 線
22	二級村道	20	大白尾 ～ 宮の元 線
23	その他村道	21	梅の木 ～ 井手の平 線
24	その他村道	22	猿渡 ～ 奥畑 線
25	その他村道	23	宮の元 ～ 只石 線
26	その他村道	26	匹谷 ～ 星の久保 線
27	その他村道	27	飯干 ～ 小原 線
28	その他村道	29	小払 ～ 猿垣 線
29	その他村道	30	弓木 ～ 上合嶋 線
30	その他村道	32	おて水 ～ 小原井 線
31	その他村道	33	下折戸 ～ 上只石 線
32	その他村道	34	古園 ～ 松の平 線
33	その他村道	35	松の平 ～ 松野 線
34	その他村道	36	草木原 ～ 川の口 線
35	その他村道	37	小布所 ～ 小八重 線
36	その他村道	38	戸下 ～ 下内の口 線
37	二級村道	39	恵後の崎 線
38	その他村道	40	吐の川 ～ 砂田の元 線
39	その他村道	41	砂田の元 ～ 塚原 線
40	その他村道	42	大椎吐 ～ 八重の平 線

諸塚村指定避難路一覧

2/3

番号	種別	路線番号	路線名
41	その他村道	44	桃の崎 ～ 塩釜 線
42	その他村道	45	橋詰 ～ 湯の戸 線
43	その他村道	46	山瀬 ～ 白木尾 線
44	二級村道	47	柳原 ～ 吐の川 線
45	その他村道	49	古川 ～ 尾野 線
46	その他村道	50	小藪 ～ 市の川内 線
47	その他村道	51	仲崎 ～ 九郎山 線
48	その他村道	53	松の平 ～ 上方 線
49	その他村道	54	川の口 ～ 下長川 線
50	その他村道	55	赤木橋 ～ 日ヶ暮 線
51	その他村道	57	今村 ～ 新園 線
52	その他村道	58	伊友 ～ 中村 線
53	その他村道	59	廻淵 ～ 草木原 線
54	その他村道	60	与狩内 ～ 山の頭 線
55	その他村道	61	獵師藪 ～ 紋原 線
56	その他村道	62	一号橋 ～ 弓木 線
57	その他村道	64	八重 ～ 合嶋 線
58	その他村道	71	桂入口 ～ 桂 線
59	その他村道	72	大平 ～ 仲畑 線
60	その他村道	73	八重 ～ 下道 線
61	その他村道	78	上只石 ～ 仲村 線
62	その他村道	86	山瀬 ～ 村中 線
63	その他村道	89	大椎 ～ 花立 線
64	その他村道	90	廻淵 ～ 中水流 線
65	その他村道	91	桂 ～ 中横尾 線
66	その他村道	94	戸下 ～ 長野 線
67	その他村道	96	滝の下 ～ 塚原 線
68	その他村道	101	日ヶ暮 ～ カイノ木 線
69	その他村道	104	後戸の内 線
70	その他村道	105	内の口 ～ 仲畑 線
71	その他村道	107	浅藪 ～ 蔵の崎 線
72	その他村道	110	大藪 ～ 北粉 線
73	二級村道	154	諸塚 ～ 滝の下 線
74	その他村道	157	鶴の河原 線
75	二級村道	159	吐の川 線
76	その他村道	162	梅の木 線
77	その他村道	166	神山 線
78	その他村道	175	家代 ～ 野川 線
79	その他村道	176	松の平 ～ 方川 線
80	その他村道	177	恵後の崎 ～ 松の平 線

諸塚村指定避難路一覧

3/3

番号	種別	路線番号	路線名	
81	その他村道	178	尾平	線
82	その他村道	179	滝の下	線
83	林道	1	宇目 ～ 須木	線
84	林道	2	川内	線
85	林道	5	川内 ～ 奥村	線
86	林道	6	小原井 ～ 財木	線
87	林道	7	南川	線
88	林道	10	古原	線
89	林道	11	真弓岳	線
90	林道	12	九郎山	線
91	林道	13	荒谷	線
92	林道	14	紋原	線
93	林道	15	与狩内	線
94	林道	16	矢村	線
95	林道	17	伊の川内	線
96	林道	18	木ヶ倉	線
97	林道	19	伊友	線
98	林道	20	後戸の内	線
99	林道	21	井戸	線
100	林道	23	長野谷	線
101	林道	24	祭山	線
102	林道	27	矢左右	線
103	林道	29	野々崎	線
104	林道	30	甲戸口	線
105	林道	37	神山	線
106	農道	1	家代1号	線
107	農道	2	万ヶ原1号	線
108	農道	3	家代2号	線
109	農道	4	仲村1号	線
110	農道	5	向の原	線
111	農道	7	仲村2号	線
112	農道	8	松尾	線
113	農道	10	平田組	線
114	農道	11	井戸	線
115	農道	13	藤の塚	線
116	農道	15	桂	線
117	農道	16	川の口	線
118	農道	20	中尾2号	線
119	農道	27	ハイツチ線	線
120	農道	31	狢師藪	線

## 【資料 2-2-1-01 宮崎県内の道路管理】

道路の種類	管理者	名称	管理する機関(窓口)							
			所在地	電話	管轄区域					
高速自動車道	西日本 高速道路 路(株)	九州支社 宮崎高速道路 事務所	〒880-2114 宮崎市大字富吉字 釘ノ前1389-1	0985-89-2535	九州自動車道 えびのI.C~栗野I.C					
					宮崎自動車道 えびのJCT~宮崎I.C					
					東九州自動車道 門川I.C~清武南I.C					
国 道	指定区間	国土交 通省九 州地方 整備局	宮崎河川国道 事務所	〒880-8523 宮崎市大工2-39	0985-24-8221	一般国道10号(都農町~都城市)				
						一般国道220号(宮崎市~串間市)				
	指定区間外	国土交 通省九 州地方 整備局	宮崎土木事務所	〒880-0805 宮崎市橋通東1-9-10	0985-26-7285	0982-31-1155	一般国道10号(延岡市~日向市美々津町)			
							宮崎土木事務所	〒880-0805 宮崎市橋通東1-9-10	0985-26-7285	宮崎市(宮崎市高岡町を除く)
							日南土木事務所	〒887-0031 日南市大字戸高84	0987-23-4661	日南市
							串間土木事務所	〒888-0001 串間市大字西方8970	0987-72-0134	串間市
							都城土木事務所	〒885-0024 都城市北原町24-21	0986-23-4512	都城市、三股町
							小林土木事務所	〒886-0004 小林市大字細野367-2	0984-23-5165	小林市、えびの市、高原町
							高岡土木事務所	〒880-2221 宮崎市高岡町 大字内山3100	0985-82-1155	宮崎市高岡町、国富町、綾町
							西都土木事務所	〒881-0005 西都市大字三宅 下鶴9451	0983-43-2221	西都市、西米良村、椎葉村大河内
県道	宮崎県	高鍋土木事務所	〒884-0002 児湯郡高鍋町大字北高鍋 中須ノ三3870-1	0983-23-0001	0982-52-4171	高鍋町、新富町、木城町、川南町 都農町				
						日向土木事務所	〒883-0046 日向市中町2-14	0982-52-4171	日向市、門川町、美郷町 諸塚村、椎葉村(大河内を除く)	
						延岡土木事務所	〒882-0872 延岡市愛宕町2-2323	0982-21-6143	延岡市	
						西臼杵支庁 土木課	〒882-1101 西臼杵郡高千穂町 大字三田井22	0982-72-3191	高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町	
						市町村道	市町村	各市町村 道路担当課		
一ツ葉有料道路	宮崎県 道路公社	宮崎県道路公社	〒880-0803 宮崎市橋通東2-7-18	0985-25-1588						
道路交通情報		日本道路交通情報センター	〒880-0803 宮崎市旭1-8-28 (交通管制センター内)	050-3369-6645						
						日本道路交通情報センター (県土整備部駐在)	〒880-0805 宮崎市橋通東2-10-1 (県道路保全課内)	0985-26-2030		

3 〈資料編〉

第6章 各種災害危険箇所

【資料 1-2-1-01 災害危険箇所総括表】

---

第6章 各種災害危険箇所

---

【資料 1-2-1-01 災害危険箇所総括表】

(平成27年2月)

	河川	地すべり	急傾斜地		土石流	計
			人工がけ	自然がけ		
箇所数	12	11	2	171	52	248

【資料 1-2-1-10 河川】

河川

No.	水系名	河川名	担当水防 管理団体	重 要 水 防 区 域		河川の危険と予想される区域		予想される 事態	水防工法	備考
				左岸 右岸	延長 km	左岸 右岸	延長 km			
1	耳川	耳川	諸塚村	左	0.3	左	0.3	浸水・冠水	積土俵工	
2	耳川	耳川	諸塚村	左	1.5	左	1.5	浸水・冠水	積土俵工	
3	耳川	野川谷川	諸塚村	左 右	0.4 0.1	左 右	0.4 0.1	浸水・冠水	積土俵工	
4	耳川	野川谷川	諸塚村	左	0.2	左	0.2	浸水・冠水	積土俵工	
5	耳川	柳原川	諸塚村	左 右	0.9 0.5	左 右	0.9 0.5	浸水・冠水	積土俵工	
6	耳川	柳原川	諸塚村	左	0.2	左	0.2	浸水	積土俵工	
7	耳川	柳原川	諸塚村	右	0.2	右	0.2	浸水	積土俵工	
8	耳川	柳原川	諸塚村	右	0.4	右	0.4	浸水	積土俵工	
9	耳川	七ツ山川	諸塚村	左 右	0.6 0.6	左 右	0.6 0.6	浸水・冠水	積土俵工	
10	耳川	七ツ山川	諸塚村	左 右	0.6 0.2	左 右	0.6 0.2	浸水・冠水	積土俵工	
11	耳川	七ツ山川	諸塚村	左 右	0.4 0.4	左 右	0.4 0.4	浸水	積土俵工	
12	耳川	七ツ山川	諸塚村	左 右	0.4 0.4	左 右	0.4 0.4	浸水	積土俵工	

3 〈資料編〉

第6章 各種災害危険箇所

【資料 1-2-1-11 地すべり】

【資料 1-2-1-11 地すべり】

地すべり

No.	整理番号	箇所名	河川名			位置		危険箇所の諸元										地すべりの種類		地形地質		活動の状況			区域内の保全対象現況					地すべり その他 の指定	その 他の 指定	危険 度	備考		
			水系名	河川名	溪流名	大字	字	幅	長さ	面積	幅	長さ	面積	幅	長さ	面積	幅	長さ	面積	幅	長さ	面積	幅	長さ	面積	幅	長さ	面積	河川への影響(m)					人 家 戸 数	耕 地 (ha)
1	36-1	万ヶ原	耳川	七ツ山川	小原井川	七ツ山			580	280	16.1	800	40	3.2	450	1.7	460	1.0	22.0	その地	有	火山岩・溶結凝灰岩・砂岩・頁岩	キャップ ロック	無	無	無	92.5万	7	2.0	村道 林道 橋梁	800m 150m	2		C	
2	36-2	七ツ山	耳川	七ツ山川	本村川	七ツ山			770	580	44.4	550	70	3.8	0	0.0	270	0.8	49.0	その地	無	堆積岩・砂岩・頁岩	強風化	無	無	233.0万	25	8.0	公民館 国道 村道 林道 橋梁	60m 1400m 2200m	1		C		
3	36-3	川の口	耳川	柳原川		家の口			620	990	61.5	650	60	4.0	1080	5.8	350	1.4	72.7	その地	有	堆積岩・砂岩・頁岩	強風化	無	無	504.0万	34	11.1	公民館 国道 村道 橋梁	60m 940m	1		C		
4	36-4	家代栗の尾	耳川	柳原川	板井川	家代			900	430	39.0	1580	40	6.3	410	1.9	1280	3.6	50.8	その地	有	堆積岩・千枚岩・砂岩	強風化	無	無	182.0万	6	4.6	宮島砂防施設 国道 林道 取次ガム 橋梁	2980m 1 750m 540m	1		B		
5	36-5	釜の前	耳川	七ツ山川	七ツ山川	家の前			630	1070	67.6	820	90	7.4	1440	7.8	410	1.7	84.5	その地	有	変成岩・千枚岩・緑色岩	強風化	無	無	950.0万	12	6.8	生活改修センター 国道 林道 砂防ガム	1400m 750m 540m	1		C		
6	36-6	中尾	耳川	耳川	野川谷川	家代			600	560	33.5	580	80	4.6	240	0.9	1850	4.6	43.6	その地	有	変成岩・千枚岩	強風化	無	無	384.8万	6	5.0	村道 林道 橋梁	2300m 950m	0		C		
7	36-7	松の平	耳川	耳川	耳川	七ツ山			650	870	56.7	1020	100	10.2	0	0.0	280	2.4	69.3	その地	有	変成岩・千枚岩	強風化	無	無	584.3万	18	8.8	集落センター 国道 村道 ダム	1000m 1250m	1		C		
8	36-8	古川	耳川	耳川	耳川	家代			360	260	9.5	420	140	5.7	5400	54.5	500	3.2	72.9	その地	有	堆積岩・砂岩 岩互層・千枚岩	強風化	無	無	111.0万	16	2.8	国道 林道 砂防所 橋梁	1850m 1040m	1	5	C		
9	36-9	桶	耳川	耳川	耳川	家代			420	320	13.6	430	90	3.9	4900	35.9	360	3.4	56.8	その地	有	堆積岩・砂岩 岩互層・千枚岩	強風化	無	無	70.0万	0	0.8	国道 村道 林道 橋梁	380m 170m 120m	1		C		
10	36-10	小布所	耳川	耳川	耳川	家の前			380	490	18.5	500	70	3.5	4680	27.6	380	1.8	51.4	その地	有	堆積岩・粘板岩・頁岩	広域 破砕帯	無	無	252.0万	0	0.8	国道 林道 橋梁	590m 880m	1		C		
11	36-11	木ヶ倉	耳川	耳川	耳川	家の前			310	390	9.3	380	90	4.2	850	6.4	390	2.7	22.6	破砕帯 その地	有	堆積岩・砂岩・粘板岩・千枚岩	広域 破砕帯	有	有	40.0万	6	0.6	国道 橋梁 村道	400m 1 810m	1		A		

【資料 1-2-1-12 急傾斜地崩壊危険箇所】(調査中箇所を含む)

No.	危険箇所番号				箇所名			位置		地形			オーババーハングの有無		地質				災害弱者関連施設	公共施設			指定年月日	告示番号	その他の指定	危険度	備考					
															地盤の状況	表土の厚さ	湧水	種類		数量(棟)(m)	耕地											
																						①亀裂が発達、開口しており転石・浮石が点在する。 ②風化、亀裂の発達した岩 ③礫混じり土・砂質土 ④粘土質 ⑤風化・亀裂の発達していない岩						m	m	戸	公共的建物 その他の建物	ha
1	I	2	55	尾平	七ツ山	尾平	人工	30	70	52	無	②	軟岩	0.7	降雨時	0	公共的建物 その他の建物	1 1														
2	I	2	56	柳原	家代	柳原	人工	30	100	55	無	③	段丘堆積物	0.5	降雨時	1	公共的建物	2														
3	I	1	1342	小布所	家代	小布所	自然	50	150	37	有	③	段丘堆積物	1.0	降雨時	9	林道	250														
4	I	1	1346	教員住宅	家代	戸下	自然	70	100	32	有	④	軟岩	1.0	降雨時	7	村道	150														
5	I	1	1347	戸下	家代	戸下	自然	20	50	55	有	③	軟岩	1.0	無	0	荒谷小学校	2														
6	I	1	1348	梅の木	家代	梅の木	自然	20	150	39	有	①	軟岩	1.0	降雨時	5	村道	100														
7	I	1	1349	松原	家代	松原	自然	50	150	40	有	③	軟岩	1.0	降雨時	4	村道	100														
8	I	1	1351	佐礼	家代	佐礼	自然	25	100	45	無	③	軟岩	0.8	無	5	村道	100														
9	I	1	1353	小弘	家代	小弘	自然	50	100	46	有	④	軟岩	1.0	無	6	村道	150														
10	I	1	1354	木ヶ倉	家代	木ヶ倉	自然	40	100	49	有	③	軟岩	0.5	降雨時	8	村道	150														
11	I	1	1355	家代	家代	本村	自然	100	300	37	無	③	段丘堆積物	1.0	斜面は乾燥	34	家代公民館 村道 林道	1 300 300														
12	I	1	1356	黒葛原	家代	黒葛原	自然	40	100	38	無	④	軟岩	1.0	降雨時	6	黒葛原公民館 その他の建物 村道	1 5 500														
13	I	1	1357	栗の尾	家代	栗の尾	自然	30	80	35	無	③	軟岩	1.0	降雨時	5	村道	50														
14	I	1	1358	浅敷	家代	浅敷	自然	50	70	45	無	①	軟岩	1.0	降雨時	7	村道	50														
15	I	1	1359	川の口	家代	川の口	自然	40	198	46	無	③	軟岩	0.5	降雨時	11	川の口公民館 村道 林道	1 150 150		H2.3.30	580											
16	I	1	1360	男石	家代	オンノサキ	自然	40	100	56	有	①	軟岩	0.3	常時	1	曙塚公民館 その他の建物 国道27号	1 4 300														
17	I	1	1361	新塚原	家代	小原	自然	35	200	69	無	①	軟岩	0.5	常時	12	公共的建物 その他の建物 国道27号	1 5 250														
18	I	1	1362	砂田の元	家代	砂田の元	自然	50	100	88	無	②	軟岩	0.3	常時	14	公共的建物 県道	2 50		H8.12.2	801											
19	I	1	1363	吐の川	家代	吐の川	自然	35	150	70	無	②	軟岩	0.5	常時	7	その他の建物 国道 村道	4 150 100														
20	I	1	1364	砂田の元上	家代	砂田の元	自然	40	365	50	無	⑤	軟岩	0.5	降雨時	12	公共的建物 県道	4 50		H4.11.19	650											
21	I	1	1365	滝の下	家代	滝の下	自然	40	90	43	無	③	軟岩	0.3	降雨時	16	その他の建物 村道	1 100														
22	I	1	1366	孫田	家代	孫田	自然	80	70	47	無	②	軟岩	0.5	降雨時	5	国道503号 村道	100 70														
23	I	1	1367	榎の木谷	家代	榎の木谷	自然	20	100	51	無	②	軟岩	0.7	常時	15	国道503号	150														
24	I	1	1368	平田組	家代	平田組	自然	20	100		無	③	軟岩	0.5	降雨時	7	村道	100														
25	I	1	1369	釜の前	家代	釜の前	自然	40	80	32	無	③	段丘堆積物	0.5	降雨時	8	公共的建物 村道 林道	1 100 100														
26	I	1	1370	榎の木谷向	家代	小原	自然	45	110	48	無	②	軟岩	0.5	降雨時	8	国道503号			H8.3.29	792											
27	I	1	1371	原内	家代	原内	自然	30	50	38	有	②	軟岩	0.5	降雨時	13	公共的建物 その他の建物 村道	2 1 150														
28	I	1	1373	矢村	七ツ山	矢村	自然	50	255	47	無	③	軟岩	0.6	降雨時	11	村道 林道	100 50														
29	I	1	1374	かい心①	七ツ山	上立岩	自然	70	70	50	無	③	軟岩	0.5	降雨時	1	公共的建物 県道	2 50														
30	I	1	1375	本立岩	七ツ山	永迫		40	60	48	無	③	軟岩	0.9	常時	4	公共的建物 村道	2 100		H7.12.7	774											

3 〈資料編〉

第6章 各種災害危険箇所

【資料 1-2-1-12 急傾斜地崩壊危険箇所】(調査中箇所を含む)

No.	危険箇所番号			箇所名	位置		地形			地質				災害弱者関連施設 戸	公共施設			指定年月日	告示番号	その他の指定	危険度	備考				
					大字	字	傾斜区分	高さ m	長さ m	傾斜 度	オーバーハングの有無	地表面の状況			表土の厚さ m	湧水	人家戸数						種類	数量(棟) (m)	耕地 ha	
												①亀裂が発達、開口してあり転石・浮石が点在する。 ②風化、亀裂の発達した岩 ③礫混じり土・砂質土 ④粘土質 ⑤風化、亀裂の発達していない岩														地盤の状況
												軟岩	崩積土													
31	I	1	1377	松の平下	七ツ山	鶴	自然	36	140	43	有	③	軟岩	1.0	降雨時	10	村道	200		H8.3.29	791					
32	I	1	1378	猿渡	七ツ山	猿渡	自然	50	100	41	無	③	崩積土	1.0	降雨時	1	公共的建物 村道	1 100								
33	I	1	1380	大白尾	七ツ山	大白尾	自然	90	60	34	無	④	軟岩	1.0	降雨時	6	その他の建物 国道503号 村道	4 100 50								
34	I	1	1381	井戸	家代	井戸	自然	50	100	36	無	③	軟岩	1.0	降雨時	4	公共的建物 その他の建物 村道	2 6 50								
35	I	1	1382	本村	七ツ山	本村	自然	32	461	41	有	②	軟岩	1.0	降雨時	4	公共的建物 村道	2 300		H10.3.19	866					
36	I	1	1383	宮の元	七ツ山	宮の元	自然	40	80	33	有	①	軟岩	0.9	降雨時	6	公共的建物 その他の建物 国道	2 3 150								
37	I	1	1384	下小原井	七ツ山	小原井	自然	60	50	49	無	①	軟岩	0.5	降雨時	7	その他の建物 林道 河川 橋	10 200 80								
38	I	1	1387	八重の平	七ツ山	八重の平	自然	40	120	40	無	③	軟岩	1.0	降雨時	5	公共的建物 その他の建物 村道	1 10 50								
39	I	1	1391	飯干	七ツ山	七ツ山	自然	50	150	36	無	③	軟岩	1.0	降雨時	10	その他の建物 国道503号 村道	12 100								
40	I	1	1393	七ツ山中	七ツ山	尾平	自然	50	130	40	無	③	軟岩	0.7	降雨時	11	村道	300		H10.3.19	866					
41	I	1	3520	葛-1	七ツ山	葛	自然	43	75	40	無	③	崩積土	0.6	降雨時	2	その他建物 県道	3 110								
42	I	1	3521	尾平-1	七ツ山	尾平	自然	43	88	45	無	②、③	崩積土、軟岩	0.6	斜面は乾燥	4	その他建物 村道	3 88								
43	I	1	3522	浅敷-1	家代	浅敷	自然	35	28	35	無	⑤	軟岩	0.5	降雨時	0	公共的建物	1								
44	I	1	3523	穂白尾-1	七ツ山	穂白尾	自然	25	31	45	無	②、③	崩積土	0.5	降雨時	1	公共的建物 村道	1 40								
45	I	1	3524	穂白尾-2	七ツ山	穂白尾	自然	34	25	34	無	③	軟岩	1.0	降雨時	0	公共的建物 国道	1 50								
46	I	1	3525	上合嶋	七ツ山	上合嶋	自然	38	92	40	無	③	崩積土	0.7	斜面は乾燥	1	公共的建物 その他の建物 村道	2 3 92								
47	I	1	3526	浜の瀬-1	家代	浜ノ瀬	自然	90	170	39	無	②	軟岩	1.0	降雨時	1	公共的建物 その他の建物 県道	1 6 250								
48	I	1	3527	浜の瀬-2	家代	浜ノ瀬	自然	26	110	45	無	③	崩積土	0.5	降雨時	18	その他の建物 県道 村道	1 80 110								
49	I	1	3528	高橋	家代	高橋	自然	38	60	49	無	③	崩積土	0.5	降雨時	7										
50	I	1	3529	松の平	七ツ山	松の平	自然	38	70	37	有	②	軟岩	0.5	斜面は乾燥	1	公共的建物 その他の建物 村道	1 1 40								
51	I	1	3530	諸塚-1	家代	諸塚	自然	13	150	50	無	③	軟岩	0.2	斜面は乾燥	6	公共的建物 その他の建物 村道	1 1 130								
52	I	1	3531	滝の下-1	家代	滝の下	自然	13	90	50	有	②、③	軟岩	0.6	斜面は乾燥	7	公共的建物 県道	1 100								
53	I	1	3532	古川-1	家代	古川	自然	30	200	40	無	①、②	崩積土	0.6	降雨時	0	その他の建物 国道	9 200								
54	I	1	3533	中の又-1	家代	内の口	自然	40	60	38	無	⑤	軟岩	0.5	降雨時	0	公共的建物 その他の建物 村道	1 5 60								
55	II	1	1343	荒谷	家代	荒谷	自然	47	110	37	有	③	軟岩	0.3	常時	3	国道327号	100		S58.9.6	389					
56	II	1	1345	黒原	家代	黒原	自然	50	150	35	有	③	軟岩	0.5	降雨時	3	その他の建物 国道327号 村道	4 150 100							4039	
57	II	1	1350	中の又	家代	中の又	自然	50	50	41	無	⑤	軟岩	0.5	降雨時	2	その他の建物 林道	3 50							4040	
58	II	1	1352	中尾	家代	中尾	自然	8	15	33	無	④	軟岩	1.0	降雨時	4	村道	150		H9.7.24	834					
59	II	1	1372	塚原	家代	塚原	自然	30	70	63	有	②	軟岩	0.5	降雨時	4	その他の建物 村道	4 100							4041	
60	II	1	1376	穂白尾	七ツ山	穂白尾	自然	50	70	45	無	③	軟岩	0.5	降雨時	4	村道	150							4043	

【資料 1-2-1-12 急傾斜地崩壊危険箇所】(調査中箇所を含む)

No.	危険箇所番号			箇所名	位置		地形			地質			湧水	災害弱者関連施設	公共施設			指定年月日	告示番号	その他の指定	危険度	備考			
					大字	字	傾斜区分	高さ	長さ	傾斜	オリーブハンゴウの有無	地表の状況			地盤の状況	表土の厚さ	種類						数量(棟)	耕地	
												①亀裂が発達、開口しており転石・浮石が存在する。													②風化、亀裂の発達した岩
					m	m	度	m	m	度	m	戸			ha										
61	II	1	1379	奥畑	七ツ山	奥畑	自然	40	200	41	無	③	崩積土	0.3	降雨時有	4	村道	100						4044	
62	II	1	1386	大岩屋	七ツ山	大岩屋	自然	80	60	39	無	③	軟岩	1.0	降雨時有	2	その他の建物 村道	8 100						4047	
63	II	1	1388	山の原	七ツ山	山の原	自然	30	100	36	有	③	軟岩	1.5	常時	3	その他の建物 村道	3 100						4048	
64	II	1	1389	飯干分校跡	七ツ山	小原	自然	60	50	40	無	②	軟岩	1.3	斜面は乾燥	1	その他の建物 国道	2 150						4049	
65	II	1	1390	只石	七ツ山	只石	自然	60	100	38	有	④	軟岩	1.0	降雨時有	4	その他の建物 村道	6 100						4050	
66	II	1	1392	仲村	七ツ山	仲の村	自然	70	150	38	有	④	軟岩	1.0	降雨時有	4	その他の建物 村道	8 100						4051	
67	II	1	1394	七ツ山西	七ツ山	七ツ山西	自然	50	120	37	無	③	軟岩	1.0	降雨時有	3	村道	100		H10.3.19	866				
68	II	1	7082	がいじ②	七ツ山	上立岩	自然	70	50	40	無	③	軟岩	0.5	降雨時有	4	県道	50							
69	II	1	7083	狐師敷①	七ツ山	狐師敷	自然	70	50	43	無	③	軟岩	0.5	降雨時有	1									
70	II	1	7084	狐師敷②	七ツ山	狐師敷	自然	70	70	43	無	③	軟岩	0.5	降雨時有	1	林道	100							
71	II	1	7140	古原-3	家代	板井川	自然	45	55	53	有	①	軟岩	0.5	降雨時有	1	公共的建物 県道	1 50							
72	II	1	7150	塚原-1	家代	塚原	自然	30	70	38	無	②	崩積土	1.0	降雨時有	5	公共的建物 その他の建物 村道	1 4 80							
73	II	1	7170	諸塚-2	家代	尾野	自然	30	90	40	無	③	軟岩	1.0	降雨時有	0	その他建物 村道	2 100							
74	II	1	8468	市の川内	七ツ山	市の川内	自然	15	90		無	③	硬岩	0.5	斜面は乾燥	3	村道	80							
75	II	1	7085	上只石-1	七ツ山																				
76	II	1	7086	上只石-2	七ツ山																				
77	II	1	7087	飯干-1	七ツ山																				
78	II	1	7088	飯干-2	七ツ山																				
79	II	1	7089	飯干-3	七ツ山																				
80	II	1	7090	飯干-4	七ツ山																				
81	II	1	7091	新只石	七ツ山																				
82	II	1	7092	仲崎	七ツ山																				
83	II	1	7093	内口-1	七ツ山																				
84	II	1	7094	内口-2	七ツ山																				
85	II	1	7095	伊友	七ツ山																				
86	II	1	7096	中村	七ツ山																				
87	II	1	7097	与狩内-1	七ツ山																				
88	II	1	7098	狐師敷-3	七ツ山																				
89	II	1	7099	狐師敷-4	七ツ山																				
90	II	1	7100	小原井-1	七ツ山																				
91	II	1	7101	小原井-2	七ツ山																				
92	II	1	7102	小原井-3	七ツ山																				
93	II	1	7103	矢左右	七ツ山																				
94	II	1	7104	市の川内-2	七ツ山																				
95	II	1	7105	市の川内-2	七ツ山																				
96	II	1	7106	大権-1	七ツ山																				
97	II	1	7107	トノ元	七ツ山																				
98	II	1	7108	八重の平-1	七ツ山																				
99	II	1	7109	大権-2	七ツ山																				
100	II	1	7110	大権-3	七ツ山																				



【資料 1-2-1-12 急傾斜地崩壊危険箇所】(調査中箇所を含む)

No.	危険箇所番号			箇所名	位置		地形			地質		湧水	人家戸数 戸	公共施設		指定年月日	告示番号	その他の指定	危険度	備考						
					大字	字	傾斜区分	高さ m	長さ m	傾斜 度	オ ー バ ー ハ ン グ の 有 無			地表の状況							地盤の状況	表土の厚さ m	災害弱者関連施設	種類	数量 (棟) (m)	耕地 ha
														①亀裂が発達、開口 しており転石・浮石が 点在する。												
														②風化、亀裂の発達 した岩 ③凝結じり土・砂質土 ④粘土質 ⑤風化・亀裂の発達 していない岩												
151	II	1	7163	佐礼-2	家代																					
152	II	1	7164	恵奈幾	家代																					
153	II	1	7165	方川	セツ山																					
154	II	1	7166	松野	セツ山																					
155	II	1	7167	古園	セツ山																					
156	II	1	7168	古園	セツ山																					
157	II	1	7169	滝の下-2	家代																					
158	II	1	7171	コノ-1	家代																					
159	II	1	7172	コノ-2	家代																					
160	II	1	7173	古川-2	家代																					
161	II	1	7174	藤平	家代																					
162	II	1	7175	島の巣-1	家代																					
163	II	1	7176	中の又-2	家代																					
164	II	1	7177	内の口	家代																					
165	II	1	7178	荒谷-1	家代																					
166	II	1	7179	荒谷-2	家代																					
167	II	1	7180	荒谷-3	家代																					
168	II	1	7181	長野	家代																					
169	II	1	7182	野々崎	家代																					
170	II	1	7183	藤木-1	家代																					
171	II	1	7184	藤木-2	家代																					
172	II	1	7185	尾平-2	セツ山																					
173	II	1	410	島の巣-2	家代																					

3 <資料編>

第6章 各種災害危険箇所

【資料 1-2-1-13 土石流危険渓流】

【資料 1-2-1-13 土石流危険渓流】

土石流危険渓流 (1/2)

No.	渓流番号	渓流名	危険渓流区分		河川名		位置		流域概況		土石流危険区域										保全対象		その他の指定		備考	危険度
			渓流名	水系名	河川名	渓流名	大字	字	流域面積	勾配	地形区分	記述開始点の勾配	記述終了点の勾配	記述区域の延長	記述区域の最大幅	記述区域の面積	人口	人家数	災害弱者関連施設	種類	数量	交通網	耕地			
1	09-429-1-001	榎木谷川1	I	耳川	七ツ山川	榎木谷川1	家代	榎木谷	0.06	18.0	扇状地形	22.0	0.0	295.0	40.0	9,520.0	6	2	消防施設 発電所	1	国道327号	0.04	0.00			
2	09-429-1-002	榎木谷川2	I	耳川	七ツ山川	榎木谷川2	家代	榎木谷	0.60	0.2	扇状地形	14.0	0.0	380.0	40.0	13,370.0	6	2	消防施設 発電所	1	国道327号	0.04	0.00			
3	09-429-1-003	井戸谷川	I	耳川	七ツ山川	井戸谷川	七ツ山	井戸	0.10	0.05	扇状地形	18.0	0.0	150.0	50.0	5,690.0	12	4	集会施設 官公署	1			0.21			
4	09-429-1-004	小原井川	I	耳川	七ツ山川	小原井川	七ツ山	小原井	1.53	1.06	谷底 平野	10.0	3.0	650.0	50.0	18,810.0	6	2	その他	1			0.08			
5	09-429-1-005	甲戸川	I	耳川	七ツ山川	甲戸川	七ツ山	小原井	1.24	1.28	扇状地形	10.0	3.0	550.0	50.0	20,040.0	6	2					0.35			
6	09-429-1-006	飯干谷川	I	耳川	七ツ山川	飯干谷川	七ツ山	飯干	0.06	0.04	扇状地形	23.0	0.0	200.0	110.0	11,350.0	21	7				国道509号	0.26	0.34		
7	09-429-1-007	八重の平川	I	耳川	七ツ山川	八重の平川	七ツ山	八重の平	0.39	0.16	扇状地形	14.0	0.0	540.0	30.0	8,270.0	12	4	集会施設	1	国道509号	0.02	0.00			
8	09-429-1-008	尾平川1	I	耳川	七ツ山川	尾平川1	七ツ山	尾平	0.15	0.06	扇状地形	18.0	0.0	300.0	150.0	35,760.0	3	1	指定避難場所	1	国道509号	0.23	0.22			
9	09-429-1-009	七ツ山川2	I	耳川	七ツ山川	七ツ山川2	七ツ山	七ツ山	0.36	0.27	扇状地形	16.0	3.0	1,350.0	30.0	29,240.0	15	5					0.56			
10	09-429-1-010	七ツ山川3	I	耳川	七ツ山川	七ツ山川3	七ツ山	七ツ山	0.24	0.15	扇状地形	14.0	3.0	1,270.0	50.0	30,870.0	18	6	寺	1			0.61			
11	09-429-1-011	龍白尾川	I	耳川	七ツ山川	龍白尾川	七ツ山	龍白尾	1.22	0.44	扇状地形	10.0	0.0	500.0	40.0	10,930.0	0	0					0.05			
12	09-429-1-012	諸塚川	I	耳川	柳原川	諸塚川	家代	諸塚	0.09	0.01	扇状地形	27.0	0.0	195.0	65.0	7,010.0	36	12	警察 消防 指定避難場所	1			0.15			
13	09-429-1-013	塚原川	I	耳川	柳原川	塚原川	家代	塚原	0.36	0.29	扇状地形	22.0	0.0	450.0	120.0	16,430.0	66	22	警察 消防 指定避難場所	1			0.12			
14	09-429-1-014	鹿の下谷川	I	耳川	柳原川	鹿の下谷川	家代	原内	0.47	0.12	扇状地形	18.0	0.0	650.0	50.0	19,750.0	63	21	警察 消防 指定避難場所	1	県道50号	0.02	0.55			
15	09-429-1-015	原内谷川	I	耳川	柳原川	原内谷川	家代	原内	0.17	0.08	扇状地形	27.0	3.0	240.0	60.0	6,800.0	0	0					0.08			
16	09-429-1-016	長迫谷川	I	耳川	柳原川	長迫谷川	七ツ山	立岩	1.58	0.94	扇状地形	9.0	0.0	100.0	40.0	2,950.0	9	3	指定避難場所	1	県道50号	0.04	0.00			
17	09-429-1-017	立岩川1	I	耳川	柳原川	立岩川1	七ツ山	立岩	0.16	0.04	扇状地形	14.0	0.0	190.0	50.0	6,340.0	9	3	指定避難場所	1	県道50号	0.04	0.00			
18	09-429-1-018	立岩川2	I	耳川	柳原川	立岩川2	七ツ山	立岩	0.98	0.78	扇状地形	14.0	0.0	240.0	50.0	8,540.0	9	3	指定避難場所	1	県道50号	0.05	0.00			
19	09-429-1-019	蔵の先谷川	I	耳川	坂井川	蔵の先谷川	家代	蔵の先	1.78	2.09	谷底 平野	13.0	3.0	1,740.0	40.0	39,090.0	0	0					0.22			
20	09-429-1-020	柳原谷川	I	耳川	柳原川	柳原谷川	家代	柳原	2.24	3.20	扇状 平野	13.0	0.0	380.0	50.0	10,650.0	12	4			県道50号	0.05	0.23			
21	09-429-1-021	水ヶ倉川	I	耳川	耳川	水ヶ倉川	家代	橋	2.18	1.84	扇状 地形	11.0	0.0	120.0	75.0	4,930.0	0	0	発電所	1			0.00			
22	09-429-1-022	小私川	I	耳川	野川谷川	小私川	家代	小私	0.38	0.44	扇状地形	14.0	3.0	710.0	30.0	13,120.0	0	0					0.54			
23	09-429-1-023	荒谷川1	I	耳川	耳川	荒谷川1	家代	荒谷	0.65	0.70	谷底 平野	9.0	0.0	290.0	90.0	12,480.0	9	3			国道327号	0.07	0.30			
24	09-429-1-024	荒谷川	I	耳川	耳川	荒谷川	家代	荒谷	1.10	0.91	谷底 平野	18.0	0.0	450.0	70.0	14,030.0	15	5	集会施設	1	国道327号	0.05	0.08			
25	09-429-1-025	小布所川1	I	耳川	耳川	小布所川1	家代	小布所	0.11	0.03	扇状地形	14.0	0.0	190.0	60.0	7,120.0	6	2	集会施設	1			0.25			
26	09-429-1-026	小布所川	I	耳川	耳川	小布所川	家代	小布所	0.06	0.01	扇状地形	13.0	0.0	145.0	110.0	9,660.0	9	6					0.22			

危険渓流区分Ⅰ…保全家5戸以上、または、保全家5戸未満であっても官公署、学校、病院、駅、発電所等のある場所に流入する渓流  
危険渓流区分Ⅱ…保全家1戸以上5戸未満の場所に流入する渓流

土石流危険渓流 (2/2)

No.	渓流番号	渓流名	危険渓流区分	河川名			位置	流域概況		土石流危険区域								保全対象		その他の指定	危険度	備考		
				水系名	河川名	渓流名		大字	字	流域面積	渓流延長	地形区分	渓流開始点の勾配	渓流終了点の勾配	渓流区域の延長	渓流区域の最大幅	渓流区域面積	人口	人家戸数				災害弱者関連施設	種類
27	09-429-2-001	古園谷川	II	耳川	耳川	古園谷川	七ツ山	古園	0.58	0.33	25.0	扇状地	18.0	0.0	80.0	30.0	1,200.0	0	0			国道327号	0.02	0.00
28	09-429-2-002	古園谷川1	II	耳川	古園谷川1	古園	古園	0.30	0.24	25.0	扇状地	18.0	0.0	130.0	50.0	3,700.0	3	1			国道327号	0.04	0.00	
29	09-429-2-003	猿渡谷川	II	耳川	川内川	猿渡谷川	七ツ山	猿渡	0.14	0.05	30.0	扇状地	27.0	0.0	80.0	20.0	1,250.0	3	1					0.06
30	09-429-2-004	小原井川1	II	耳川	小原井川	小原井川1	七ツ山	小原井	0.23	0.05	23.0	扇状地	18.0	3.0	980.0	50.0	26,740.0	9	3					0.44
31	09-429-2-005	小原井川2	II	耳川	小原井川	小原井川2	七ツ山	小原井	0.08	0.04	21.0	扇状地	22.0	3.0	860.0	50.0	21,910.0	9	3					0.27
32	09-429-2-006	小原井川3	II	耳川	小原井川	小原井川3	七ツ山	小原井	0.15	0.09	22.0	扇状地	30.0	3.0	700.0	80.0	22,830.0	12	4					0.50
33	09-429-2-007	矢左右谷川	II	耳川	小原井川	矢左右谷川	七ツ山	矢左右	0.11	0.07	20.0	谷底平野	14.0	0.0	310.0	20.0	5,940.0	3	1					0.00
34	09-429-2-008	家長川谷川	II	耳川	七ツ山川	家長川谷川	七ツ山	家長	0.15	0.03	18.0	扇状地	11.0	0.0	300.0	25.0	5,590.0	0	0					0.00
35	09-429-2-009	大岩屋谷川	II	耳川	七ツ山川	大岩屋谷川	七ツ山	大岩屋	0.15	0.09	25.0	扇状地	22.0	0.0	410.0	30.0	9,800.0	6	2					0.19
36	09-429-2-010	上只石谷川	II	耳川	七ツ山川	上只石谷川	七ツ山	上只石	0.66	0.51	20.0	扇状地	9.0	3.0	1,600.0	30.0	26,770.0	3	1					0.49
37	09-429-2-011	上只石谷川1	II	耳川	七ツ山川	上只石谷川1	七ツ山	上只石	0.37	0.09	21.0	扇状地	18.0	3.0	1,590.0	30.0	28,500.0	6	2					0.51
38	09-429-2-012	只石谷川	II	耳川	七ツ山川	只石谷川	七ツ山	只石	0.43	0.14	20.0	扇状地	14.0	3.0	910.0	30.0	19,150.0	9	3					0.41
39	09-429-2-013	大権谷川	II	耳川	七ツ山川	大権谷川	七ツ山	大権	0.97	1.10	18.0	谷底平野	9.0	0.0	770.0	30.0	14,930.0	0	0			国道503号	0.02	0.13
40	09-429-2-014	尾平川2	II	耳川	七ツ山川	尾平川2	七ツ山	尾平	0.18	0.10	21.0	扇状地	22.0	0.0	360.0	60.0	10,700.0	12	4			国道503号	0.03	0.04
41	09-429-2-015	七ツ山川1	II	耳川	本村川	七ツ山川1	七ツ山	七ツ山	0.39	0.14	25.0	扇状地	18.0	3.0	980.0	40.0	23,420.0	6	2					0.45
42	09-429-2-016	古原谷川	II	耳川	柳原川	古原谷川	家代	古原	0.35	0.14	27.0	扇状地	16.0	0.0	200.0	70.0	6,000.0	3	1					0.06
43	09-429-2-017	草木原谷川	II	耳川	柳原川	草木原谷川	家代	草木原	0.37	0.09	21.0	扇状地	18.0	0.0	240.0	30.0	4,480.0	3	1			県道50号	0.02	0.11
44	09-429-2-018	廻瀨谷川	II	耳川	柳原川	廻瀨谷川	家代	廻瀨	0.44	0.16	23.0	扇状地	16.0	0.0	150.0	100.0	6,150.0	0	0					0.00
45	09-429-2-019	内の口谷川	II	耳川	柳原川	内の口谷川	七ツ山	内の口	1.50	1.00	15.0	扇状地	8.0	0.0	100.0	80.0	4,940.0	3	1			県道50号	0.09	0.18
46	09-429-2-020	松尾谷川	II	耳川	与狩内川	松尾谷川	七ツ山	松尾	0.07	0.03	30.0	扇状地	27.0	0.0	220.0	15.0	2,910.0	0	0					0.00
47	09-429-2-021	上長川谷川	II	耳川	与狩内川	上長川谷川	七ツ山	上長川	1.52	0.42	14.0	扇状地	13.0	0.0	110.0	90.0	5,790.0	3	1			県道209号	0.1	0.07
48	09-429-2-022	板井川	II	耳川	柳原川	板井川	家代	浅敷	1.05	1.14	17.0	谷底平野	11.0	3.0	2,500.0	40.0	54,240.0	0	0					0.45
49	09-429-2-023	男石谷川	II	耳川	耳川	男石谷川	家代	男石	0.23	0.06	12.0	扇状地	16.0	0.0	100.0	30.0	1,740.0	3	1			国道327号	0.03	0.01
50	09-429-2-024	コノ谷川	II	耳川	耳川	コノ谷川	家代	コノ	0.59	0.12	26.0	扇状地	22.0	0.0	70.0	40.0	1,650.0	3	1			国道327号	0.04	0.05
51	09-429-2-025	戸下谷川	II	耳川	耳川	戸下谷川	家代	戸下	0.20	0.04	27.0	扇状地	27.0	0.0	60.0	40.0	1,460.0	6	2					0.00
52	09-429-2-026	戸下谷川1	II	耳川	耳川	戸下谷川1	家代	戸下	0.52	0.13	20.0	扇状地	22.0	0.0	70.0	40.0	1,800.0	6	2					0.00

危険渓流区分Ⅰ…保全区5戸未満であつても官公署、学校、病院、駅、発電所等のある場所に流入する渓流  
危険渓流区分Ⅱ…保全区5戸以上、または、保全区5戸未満であつても官公署、学校、病院、駅、発電所等のある場所に流入する渓流



(2/3)

山腹崩壊危険地区一覧表

No.	危険地区番号		保安林等	他の法令等の指定	危険地区の危険度	面積(ha)		治山事業状況	大字				公共施設等				被災危険度	自然条件(最高点メッシュによる)										山腹崩壊危険度	備考								
	市町村	地区				危険地区	調査地区		危険地区	字	人家50戸以上	人家49戸～10戸	人家9戸～5戸	人家4戸以下	(道路除く)公共施設	国		県	市	町	村	メッシュ番号	地質類別	傾斜	縦断面形	横断面形	土層深			林種	年齢	点数計	崩壊地有	地震	落石	加算	合計
21	429-0210				B	6	5	無	七ツ山		15					0	国	3	62	14	14	0	0	11	101	0	0	0	0	101	c1						
22	429-0220			C	4	3	概成	家代	小原		8					0	村	3	62	6	0	0	57	125	0	0	0	0	125	c1							
23	429-0230			B	2	1	無	家代	小原	19						0	国	3	85	6	0	0	0	91	9	0	0	0	100	c1							
24	429-0240			B	9	2	無	家代	砂田ノ元	45						2	県	3	62	14	14	6	14	11	121	0	0	0	121	c1							
25	429-0250			B	9	9	一部概成	家代	滝の下	53						1	県	3	74	14	14	0	14	11	127	0	0	0	127	c1							
26	429-0260			B	18	1	一部概成	家代	釜の前	15						1	村	3	62	6	28	14	6	130	0	0	0	0	130	c1							
27	429-0270			B	12	4	無	家代	塚原	60						1	村	3	74	6	28	0	14	11	133	0	0	0	133	c1							
28	429-0280		急傾斜	B	5	2	無	家代	塚原	16						2	村	3	74	6	28	6	14	11	139	0	0	0	139	c1							
29	429-0290			C	9	4	概成	家代	原内		7					0	村	3	74	6	28	0	0	11	119	0	0	0	119	c1							
30	429-0300			C	2	2	無	家代	柳原		7					0	県	2	85	6	0	0	14	11	116	0	0	0	116	c1							
31	429-0310			C	9	7	概成	家代	草木原							2	県	3	74	28	28	6	0	11	147	0	0	0	147	b1							
32	429-0320			B	23	11	概成	家代	川の口	38						1	村	3	74	6	28	6	14	6	134	0	0	0	134	c1							
33	429-0330			B	12	5	無	家代	浅藪		7					0	林	3	74	28	28	6	0	11	147	0	0	0	147	b1							
34	429-0340			C	3	2	無	家代	古原							2	県	2	62	6	28	6	14	11	127	0	0	0	127	c1							
35	429-0350			C	21	12	無	家代	古原							3	林	3	74	28	28	6	0	11	147	0	0	0	147	b1							
36	429-0360			B	8	1	無	家代	黒葛原	18						1	市	3	62	6	0	6	0	11	85	0	0	0	15	100	c1						
37	429-0370			B	8	2	概成	家代	桃ノ崎	11						0	村	3	62	6	14	6	14	11	113	0	0	0	113	c1							
38	429-0380			A	27	10	無	家代	家代	56						1	村	3	74	28	28	6	14	0	150	0	0	0	150	b1							
39	429-0390			C	3	1	無	家代	尾野		5					0	国	3	74	6	0	6	14	11	111	0	0	0	111	c1							
40	429-0400			A	6	1	無	家代	荒谷							1	国	3	74	28	28	0	0	11	141	0	0	0	141	b1							





No.	危険地区番号		市町村	保安林等	地すべり防止区域	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積 (ha)	治山事業状況	大字		字	公共施設等				被災危険度	荒廃発生源				崩壊土砂流出区間				備考						
	No.	地区									人家50戸以上	人家49戸～10戸		人家9戸～5戸	人家4戸以下	公共施設等(通称)	道路		被災危険度	火	山腹	地すべり	地質の種別	又別の区分	混入割合の	の発生源直下の		延長	平均渓床勾配	点数計	補正加算点	総点数	崩壊土砂危険度
31	429-0310				無		有	B	4	一部概成	七ツ山	長野							27	1,700	37	16	140	0	140	a1							
32	429-0320				無		有	C	4	一部概成	七ツ山	多武の木							20	1,900	37	8	119	0	119	c1							
33	429-0330				無		有	A	1	一部概成	七ツ山	八重の平							20	500	37	30	154	0	154	a1							
34	429-0340				無		有	C	1	一部概成	七ツ山	大椎谷							5	700	37	24	133	0	133	b1							
35	429-0350				無		無	A	1	無	七ツ山	尾平							20	300	14	30	131	0	131	b1							
36	429-0360				無		有	A	3	一部概成	七ツ山	本村							20	1,600	37	24	135	0	135	b1							
37	429-0370				無		無	B	1	無	七ツ山	長谷							9	1,200	37	30	143	0	143	a1							
38	429-0380				無		有	A	2	一部概成	七ツ山	日陰谷							20	1,200	37	30	154	0	154	a1							
39	429-0390				無		無	B	0	一部概成	家代	塚原							20	200	14	30	91	9	100	c1							
40	429-0400				無		有	A	1	無	家代	滝の平							20	400	14	30	131	0	131	b1							
41	429-0410				無		有	B	0	概成	家代	原内							20	200	14	24	112	0	112	c1							
42	429-0420				無		無	C	1	未成	家代	石原							5	400	14	30	116	0	116	c1							
43	429-0430				無		無	C	0	一部概成	家代	古原							20	400	14	30	91	9	100	c1							
44	429-0440				無		有	C	2	一部概成	家代	呉水							5	1,300	37	30	139	0	139	b1							
45	429-0450				無		有	B	3	未成	家代	尾水流							20	1,200	37	30	154	0	154	a1							
46	429-0460				無		有	C	2	未成	七ツ山	中水流							20	700	37	24	135	0	135	b1							
47	429-0470				無		無	C	2	無	七ツ山	田下							5	1,000	37	24	93	7	100	c1							
48	429-0480				無		有	C	18	一部概成	七ツ山	日向							5	2,400	37	8	104	0	104	c1							
49	429-0490				無		有	C	2	一部概成	七ツ山	伊友							5	1,000	37	24	120	0	120	b1							
50	429-0500				無		有	C	2	概成	七ツ山	明鈞							20	5	1,300	37	8	110	0	110	c1						
51	429-0580				無		有	A	2	未成	家代	中村							5	1,700	37	24	133	0	133	b1							
52	429-0590				無		無	B	0	一部概成	家代	黒鷲追							20	400	14	30	91	9	100	c1							
53	429-0600				無		有	B	1	概成	家代	コノ追							20	600	37	30	154	0	154	a1							
54	429-0610				無		有	C	0	一部概成	家代	中川内山							9	400	14	30	120	0	120	b1							
55	429-0620				無		有	B	3	一部概成	家代	木ヶ倉							20	1,400	37	24	143	0	143	a1							
56	429-0630				無		有	B	3	一部概成	家代	松原							20	1,700	37	24	143	0	143	a1							
57	429-0640				無		有	B	1	概成	家代	佐礼							20	500	37	30	154	0	154	a1							
58	429-0650				無		有	A	1	概成	家代	猿垣							20	800	37	30	154	0	154	a1							
59	429-0660				無		有	C	3	一部概成	家代	土々呂口							20	1,200	37	24	135	0	135	b1							
60	429-0670				無		有	B	2	一部概成	家代	川久保山							20	900	37	24	143	0	143	a1							



3 <資料編>

第6章 各種災害危険箇所

【資料 1-2-1-03 崩壊土砂流出危険地区一覧表】

No.	危険地区番号		市町村	地区	保安林等	地すべり防止区域	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積 (ha)	治山事業	大字	字	公共施設等					被災危険度	荒廃発生源				崩壊土砂流出区間				備考					
	人家50戸以上	人家49戸～10戸												人家9戸～5戸	人家4戸以下	公共施設(道路除く)	道路	火		山腹	地すべり	地質の種別又は区分	混入割合 転石の	の 発生源 直下	の 流域 延長	平均 渓床 勾配	点数計		補正加算点	総点数	崩壊土砂危険度		
91	429-0980		家代	板井川	一部概成	3	C	有	C	3	一部概成	家代	板井川	人家50戸以上				0	林	c2	火	40	0	第3類	9	0	850	37	8	94	6	100	c1
92	429-0990		家代	竹ノ本	概成	1	C	有	C	1	概成	家代	竹ノ本	人家49戸～10戸				0	林	c2	火	48	0	第3類	9	27	410	14	30	128	0	128	b1
93	429-1000		家代	矢野谷	一部概成	0	C	有	C	0	一部概成	家代	矢野谷	人家9戸～5戸				0	林	c2	火	48	0	第3類	9	27	160	0	30	114	0	114	c1
94	429-1010		家代	土々呂口	一部概成	0	C	有	C	0	一部概成	家代	土々呂口	人家50戸以上				0	林	c2	火	40	0	第3類	9	27	230	14	30	120	0	120	b1

## 【資料 1-2-1-03 砂防指定箇所一覧表】

(平成25年11月1日現在)

整理番号	水系名	溪流名	大字	字	面積(ha)	指定年月日	告示番号
91	耳川	七ツ山川	七ツ山	上童子・芳の迫	15.000	S30.1.29	建 76号
92	〃	〃	〃	高サレ・家長川	0.400	S36.9.21	建2137号
93	〃	鶴の河原川	家代	トウダの尾	4.000	S31.1.24	建 100号
313	〃	小原井川	七ツ山	城ヶ谷	3.250	S38.10.2	建2548号
355	〃	本村川	〃	後口	7.330	S41.8.25	建2902号
381	〃	七ツ山川	〃	小原	15.400	S42.3.31	建 989号
386	〃	柳原川	家代	尾野	55.550	S42.3.31	建 989号
515	〃	七ツ山川	七ツ山	尾向	5.400	S47.3.4	建 322号
516	〃	〃	家代	日陰	6.510	S47.3.4	建 322号
517	〃	川内川	七ツ山	猿渡	2.780	S47.3.4	建 322号
584	〃	甲戸口谷川	〃	小原井・伊の河内	3.970	S49.4.30	建 656号
697	〃	野川谷川	家代	オモウチ山・山之口	2.760	S53.7.21	建1225号
764	〃	荒谷川	〃	岩ノ内	1.820	S55.4.28	建 937号
791	〃	七ツ山川	七ツ山・家代	鶴野・下合嶋・弓木・下日陰・大藪	20.000	S56.6.20	建1187号
847	〃	長迫谷川	七ツ山	上立岩・長迫	0.780	S59.1.19	建 39号
899	〃	滝の下谷川	家代	官谷	0.740	S61.2.25	建 233号
918	〃	砂田谷川	〃	折戸・塚原	0.184	S61.1.29	建 76号
974	〃	岩ノ内谷川	〃	荒谷	0.946	S63.2.27	建 261号
1014	〃	黒の谷川	〃	桃能崎・麦椎	0.590	S63.10.29	建2103号
1038	〃	本村川	七ツ山	谷頭	0.550	H2.1.29	建 98号
1110	〃	川内川	〃	片桐・戸屋ノ尾	9.150	H4.3.31	建1056号
1111	〃	鶴ノ河原川	家代	トヲダノ尾・桃能崎・麦椎	2.530	H4.3.31	建1056号
1253	〃	大岩屋谷川	七ツ山	大岩屋	9.240	H9.6.24	建1368号
1284	〃	甲戸口谷川	七ツ山	小原井	0.960	H11.9.24	建1767号
1302	〃	合嶋谷川	〃	合嶋	1.520	H12.5.16	建1333号
1328	〃	立岩谷川	〃	長迫	3.560	H12.12.18	建2401号
1329	〃	岩ノ内谷川	家代	荒谷	0.220	H12.12.18	建2401号
1366	〃	滝の下谷川	〃	滝の下・塚原・原内	0.690	H14.5.29	国 471号
1388	〃	榎木谷川	〃	榎木谷	0.933	H15.11.13	国1471号
1415	〃	小払川	〃	矢野谷・猿垣	0.745	H16.12.2	国1488号
1422	〃	前谷川	七ツ山	牛ヶ谷・九郎山・高塚	1.067	H17.3.14	国 263号
1467	〃	矢左右谷川	七ツ山	矢左右・城ヶ谷	4.380	H19.10.30	国1456号
1492	〃	榎木谷川	家代	榎木谷	0.245	H22.4.5	国 324号

資料:宮崎県土木部河川課・砂防課「河川・砂防等指定調書」

3 〈資料編〉

第6章 各種災害危険箇所

【資料 1-2-1-04 地すべり防止区域指定箇所一覧表】

【資料 1-2-1-04 地すべり防止区域指定箇所一覧表】

(平成15年11月1日現在)

No.	整理番号	地区名	大字	字	面積(ha)	勾配	人家戸数	地質	公共施設	指定年月日	告示番号
1	29	木ヶ倉	家代	木鹿倉	6.370	35.0	7	第三世紀層泥質千枚岩	国道330m、村道941.5m	H9.10.28	1851号
2	34	戸下	家代	戸下	7.010	50.0	9	砂岩硬岩互層	村道1,100m	H15.3.28	301号
3	39	合鴨	七ツ山	下合鴨	7.220	30.0	3	頁岩・砂岩	国道900m、村道730m	H18.9.14	1081号
4	40	浅藪	家代	尾手ノ尾	7.060	35.0	11	古第三系(四万十帯)頁岩、砂岩及び崖錐堆積物	村道480m	H18.12.5	1445号
5	49	黒葛原	家代	黒葛原	16.710	35.0	11	頁岩・砂岩・頁岩砂岩互層傾斜地	県道380m、村道1,020m	H20.1.9	13号

資料:宮崎県土木部河川課・砂防課「河川・砂防等指定調書」

【資料 1-1-6-06 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所一覧表】

(平成15年11月1日現在)

No.	整理番号	地区名	大字	字	地形				被害対象		指定年月日	告示番号
					勾配	延長	高さ	面積	人家	公共施設等		
1	389	荒谷	家代	荒谷	35.0	110.0	47.0	1.1800	5	村道	S58.9.6	1038
2	580	川の口	家代	川の口	40.0	198.0	40.0	1.1698	11		H2.3.30	421-2
3	650	砂田ノ元	家代	砂田ノ元、折戸	50.0	365.0	40.0	1.5697	14	役場、病院	H4.11.19	1158
4	774	下立岩	七ツ山	下立岩	40.0	150.0	45.0	0.7561	6	学校グラウンド	H7.12.7	1298
5	791	松の平下	七ツ山	谷口、鶴、樋の口	35.0	140.0	36.0	1.8578	10	村道	H8.3.29	423
6	792	榎の木谷向	家代	小原	40.0	110.0	45.0	1.1171	5		H8.3.29	423
7	801	砂田ノ元	家代	砂田ノ元、折戸	50.0	365.0	40.0	0.6016	2	役場、病院	H8.12.2	1341
8	834	中尾	家代	中尾、河久保山	33.0	146.0	8.0	0.4617	5		H9.7.24	780
9	865	市の川内	七ツ山	市の川内	33.0	93.0	20.0	0.5631	5		H10.3.19	271
10	866	七ツ山	七ツ山	今村、松原、本村、後口山、辰野	39.0	461.0	32.4	6.1549	31	一級村道、その他の村道	H10.3.19	271
11	909	矢村	七ツ山	堂尻、矢村、焼谷	38.0	255.0	32.0	2.4967	12	一級村道立岩・七ツ山線、矢村生活改善センター	H11.6.28	625
12	970	新塚原	家代	小原、砂田ノ元	50.0	21.0	15.0	0.0480	6	一般国道327号、県道諸塚高千穂線	H13.5.1	457
13	975	小布所	家代	小布所	33.0	280.0	35.0	2.3584	10		H13.9.17	886
14	1022	飯干	七ツ山	飯干	29.0	214.0	29.0	1.6290	9	国道503号、里道	H14.12.26	603
15	1103	滝ノ下	家代	滝ノ下	45.0	42.0	32.0	0.2452	8		H17.8.4	402
16	1120	滝ノ下	家代	滝ノ下	45.0	42.0	32.0	0.0223	1		H18.8.14	520
17	1104	松の平	七ツ山	樋ノ口	50.0	85.0	43.0	0.6828	1	村道、松の平公民館(避難場所)	H17.8.4	402
18	1220	宮の元	七ツ山	城ヶ谷、家長ノ川	40.0	100.0	45.0	0.2907	5	村道	H24.10.22	724

資料:宮崎県土木部河川課・砂防課「河川・砂防等指定調書」